

第七十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十四号

昭和五十年三月十一日(火曜日)
午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君 理事 村山 達雄君

理事 山下 元利君 理事 山本 幸雄君

理事 佐藤 觀樹君 理事 山田 睦目君

理事 増本 一彦君

越智 伊平君

奥田 敬和君

鴨田 宗一君

小泉純一郎君

塩谷 一夫君

原田 憲君

毛利 松平君

松浦 利尚君

村山 喜一君

荒木 宏君

坂口 力君

竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵大臣官房審 旦 弘昌君

大蔵大臣官房審 後藤 達太君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

国税庁次長 磯辺 律男君

国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 末松 経正君

室長

三月六日

企業組合に対する課税の適正化に関する請願外

三件(内田常雄君紹介(第一一八四号))

同外四件(竹本孫一君紹介(第一一八五号))

第一類第五号

大蔵委員会議録第十四号

昭和五十年三月十一日

第一類第五号

相続税の軽減に関する請願外四件(小沢貞孝君

紹介(第一一八六号))

桐たんすに対する物品税に関する請願(椎名悦

三郎君紹介(第一一八七号))

音楽・舞踊・演劇・演芸等の入場税撤廃に関す

る請願(安里横千代君紹介(第一一八八号))

同(竹本孫一君紹介(第一一八九号))

同(松尾信人君紹介(第一一九〇号))

同(山田太郎君紹介(第一一九一号))

同(有島重武君紹介(第一一九二号))

同(青柳盛雄君紹介(第一二八五号))

同(諫山博君紹介(第一二八六号))

同(内海清君紹介(第一二八七号))

同(大野潔君紹介(第一二八八号))

同(北山實郎君紹介(第一二八九号))

同(勝間田清一君紹介(第一二九〇号))

同(勝澤芳雄君紹介(第一二九一号))

同(小沢貞孝君紹介(第一二九二号))

同(小宮武喜君紹介(第一二九三号))

同(坂口力君紹介(第一二九四号))

同(坂本恭一君紹介(第一二九五号))

同(柴田健治君紹介(第一二九六号))

同(多賀谷眞稔君紹介(第一二九七号))

同(竹村幸雄君紹介(第一二九八号))

同(津金佑近君紹介(第一二九九号))

同(塚田庄平君紹介(第一三〇〇号))

同(津川武一君紹介(第一三〇一号))

同(土橋一吉君紹介(第一三〇二号))

同(成田知巳君紹介(第一三〇三号))

同(中路雅弘君紹介(第一三〇四号))

同(古川喜一君紹介(第一三〇五号))

同(松本忠助君紹介(第一三〇六号))

同(三谷秀治君紹介(第一三〇七号))

同(村上弘君紹介(第一三〇八号))

同(矢野純也君紹介(第一三〇九号))

同外一件(山口鶴男君紹介(第一三一〇号))

同(山本弥之助君紹介(第一三一一号))

同(湯山勇君紹介(第一三一二号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一三二三号))

て、いまも武蔵委員から御指摘のように、当委員会では長い間税制についての御議論がございました。そういうものについてもいろいろ私どもは毎年の税制改正について配慮をし、実現できるものは逐次実現してきたつもりでございますけれども、そういうものもあわせ考えまして、一体来年度にどの程度のことができるかということだったわけでございます。

ところで、もう一方、経済の動向から言いますと、四十九年度を控えましてかなり早い時期にあのいわゆる二兆円減税を打ち出されたところとは違ひまして、経済情勢から言いますと非常に厳しい動向が看取されて、したがって、税制についてもそう大きく期待はできないのではないかと、そういう見通しでございました。

そこで、まず所得税でございますけれども、いわゆる物価に対してどういうような対策を立てるかという観点と、物価に対してどういうように調整するかという観点の二つの命題をいかに調整するかということが第一の問題になったわけでございます。そこは今回の御議論にも大分御批判をいただいておりますけれども、私どもは、昨年度の所得税の大改正の平年度化といふものがかなりあるということ踏まえまして、しかも物価の動向が、政府の経済見通しによりまして消費物価がやはり一・八%程度伸びるということにかんがみまして、それに加えて二千五百億円程度の所得税の減税を行うということで、この物価に対する調整と、それから物価に対する対策といふものを一応はそこで答えを出したつもりでございます。

それからもう一つ、これはもう前々から予測をせられておりましたけれども、昭和五十年といふものは、かねて非常に御批判の強かった利子配当に対する課税の特例と、土地の譲渡所得に対する課税の特例といふものの期限切れを控えておりました。それから、なおこれに加えて、三つの一つとして世の中の批判を急速に浴びてまいりました社会保険診療報酬に対する課税の特例といふ

ものが、もう二十年になってくるわけでございす。そこで、折しも社会的な不正は正というような要望が非常に強くなつてまいりましたことも勘案いたしまして、ぜひともこの三つの課税特例措置につきましては、私どもも何とか一歩でも二歩でも前進をすることをやってみたいというふうな思つたわけでございます。今回の租税特別措置法の改正案の中で、利子配当と土地の譲渡所得につきましての一応私どもの当面的対策というのを出して、またいろいろ御議論を仰いでおる次第でございす。

社会保険診療報酬の課税の特例につきましても、昨春秋にこれは税制調査会といたしまして初めて具体的な案といふのを考えていただきました。これも完全なものとは私どもも考え得ないわけでございますけれども、当面の策として一歩二歩前進をし得るものではないかというところで、この実現について努力をいたしておるわけでございます。私どもとしては、今回の改正案の中にこれも織り込まれたわけでございす。報酬の改定と同時に実施をし得るというめども立ったわけでございすので、一日も早くその実現を期したいと思つておるわけでございす。

それから、四十九年度の所得税、法人税の大改正におきまして、ややそのときに積み残しましたという感じのございました相続税がございす。これも四十一年からちょうど十年近くたつておるわけでございすので、この問題はぜひ解決をさせていただきたい。しかもその際には、かねて当委員会におきますいろいろな御議論も踏まえまして、またこれも物価、地価の調整という面も兼ねてかなりのことをやらしていただければいいなということ、勉強をさせていただきましたのが今回の改正案でございす。

それから、先ほど申しましたように税収の見通しがそういうときでございせんから、金額は大きな減税額を期待できないとしましても、これもかなりの御議論がございました入場税の問

題、これは私がかねて、やはりこの前もお答えしましたように、サービス課税の中ではかなり全般的な課税部分を残してきたというふうな思つておりますので、さきに本会議までの御議論を経ました案を御議論にかけさせていただいたということとを非常に喜んでおる次第でございす。

しかし、何といひましても、やはり税制といふものは長い間の積み重ねでございす。今後またやはりそういうものを将来に向かつて、税制が果たさなければならぬ公正という実現に向かつてつないでいかなければならぬものでございすので、今回の改正だけではございせん、将来ともそういう努力を続けてまいりたいと思つておる次第でございす。

○武蔵(山)委員 大体、主税局長になられて、四十九年度と五十年年度の予算編成では大変経済状態がさま変わりをしてきている、特に五十年年度の見通しについてはなかなか不確定要因が多くて、見通しが現実のものとなるかどうか、大変心配の種がございす。たとえばアラブの戦争が六、七月ごろ起こるか、食いとめることが可能か、あるいはオイルグラーの還流政策が完全に世界的に管理されるか、これらの不確定要因がどう展開されるかによつて日本の経済自体も大きな影響を受け、経済見通し自体が狂つてくる。そういう不安定要因があることを私も十分承知をいたしております。

ただ、ただいま主税局長のお話を聞いて不満に思ふのは、あなたの不作為を責めたい点は、やはりインフレ利得といふものについての捕捉、いわゆるインフレによる膨大な利益を上げた土地あるいは大企業、そういうようなものに対して富の再分配機能をもつと働かせる必要があつたのではないか。現実にある制度そのものを、いま主税局長の言をかりるならば、一歩でも二歩でも前進をさせたと思ふ——その点はやや評価をするにやぶさかでありませんが、同時に、他の面でもとり得べきものを取つてそれを公正な分配に使う、そういう面の洗い直しが大変不十分である。

もちろんそれは、主税局長になられたのは六月でありますから、もう予算編成のいろいろな資料集めが八月ごろ始まるわけでありますから、なかなか短期間に、すなわち五十年年度予算にそういう大きな新税の問題を考へるといふことは容易ならざることであることは十分理解はいたしておるつもりであります。それにいたしましても、三木内閣の不正正という一大看板に対して国民が期待するものは富の公平なる分配、それを実現するのは税制をもつてやる以外に他には方法はない。

そういうことからいへば、いま上場法人の土地、資産といふものがいかにこのインフレによつてふくらんでいるか、現実の公示価格と帳簿価額との乖離といふものは一層大きくなつていす。それが現実であるかわかりませんが、昭和四十五年ごろの上場法人の不動態簿価は約四十一兆円程度ではなかつたかという数字などが発表されておるわけであります。それが現在八十二兆円に達している。四十五年から四年間で倍の価格に現実の公示価格といふものはふくら上がつていす。だとすると、わずか四年間でこういう大企業なり資産を持てる者は倍の財産を保有したことになる。

一方、低収入の、しかも勤労所得といふのはその人一代限りで、その人が死んでしまえば全く所得を生まない、資産所得やそういう所得とは基本的に性格を異にする、そういう低所得者はインフレによつてますます被害を受けていす。その権衡の問題ですね。この権衡といふものをどう図るかといふところに税制の私は大きな眼目がなければならぬと思ふのであります。

そういう点において、先ほどの、物価調整は二千五百億ばかりやつた、利子配当、土地課税については一歩前進をして少々強化をした、相続税もかなりの減税、入場税も手直しをした——これらの手直しについては私も評価をするにやぶさかでないであります。なせもつとやるべき土地再評価なりあるいは富裕税なり、あるいは西ドイツが経済安定法で断行したような高額所得者に対する

る所得税の1%上積み課税とか、そういうようなインフレにもつと機敏に対応できる税制というものを手をつけなかったか。これは不作為だね。そういうことを私は重大な問題として取り上げざるを得ない。

就任したばかりであるから、ことしはひとつそういう問題も一回徹底的に洗い直しをしてみようという答えがいただけたらならこれは大変結構であります。が、これらの不作為についての主税局長の御見解、心境をお聞かせ願いたいと思います。

○中橋政府委員 もちろんただいま武蔵委員からいろいろ御指摘のございます点については、私どもも常々勉強をしていかなければならないこととございします。ただ、もちろんその際にも、われわれとしては、先ほど冒頭におっしゃっていただきましたように、何といましても現行の所得税制ならば、その中でなお努力はすべき点は真つ先に取り上げていかなければならないということが、今回の五十年年度税制改正に当たつての私どもの基本的態度でございしました。

さらに加えて、たとえば土地によりましてのいわゆるインフレ利得を巨額に得ておるものについて、一体どういふような課税を行えばよろしいかという問題でございします。これはもちろん私どもとして十分関心のあるところでございします。ただ、それを実現いたしますためには、従来申し上げておりますように、まず、その言われております非常に価格の上昇した土地の用途というもののについて、一体、分別をできるかどうかという問題がございします。いわゆる空閑地的なものを取り出し得るならば、私どももそれに対する課税を強化するという道を容易にとりやすいのでございします。が、現に事業用に使つておるものがあるいは居住用に使つておるもの、そういったものと、将来売買を予定して保有しておるものとを分別ということをして一体どういふふうに実現したらよろしいかということが、一番難点になるわけでございします。

もちろんそれに対応しまして、言われておりま

すように、再評価でそういったものについての利得を一度に吸収するという案も可能でございします。しかし、それにつきましては、これも前々から申し上げておりますように、そういう税制を仮にとつたとしたときに、一番得をするのは、将来の売買を予定して土地を買つておつた人についての税負担がむしろ安くなつて、現に必要やむを得ず使わざるを得ない人について税負担が重くなるという難点をどういふふうにか克服したらよろしいかという非常に大きな問題がございします。私はそれに対しては、やはり保有課税を恒常的に考へるといふような方法がよろしいのではないかと、いふふうに考へますけれども、もちろんそれについての新しい措置を今年度にとつたわけでもございしません。なお今度の研究課題であるといふふうに思つております。

それから、たとえば非常にインフレの状況があらりましたときに、いま御指摘のように、ヨーロッパの国のように機に應じてまして所得税なり法人税についての増税措置を講じ得る体制をとれないかという問題、これも確かに私ども常々考へておるわけでもございします。そういう経済情勢のために、たとえばドイツがやつておりますように、いわば凍結をする、あるいは将来返すというような前提のもとにおいて所得税、法人税を増税するという道もございします。が、何しろ今日のわが国の情勢では、増税ということが例も余りなかつたものでございします。非常にむずかしいのではないかと、やはり機敏にそういう体制をやるといふ環境づくりがまず第一には必要でないかという気がいたすわけでございします。しかも、アメリカでもヨーロッパでも、そういうことについて増税をいたしました場合には、私どもから見ますと、かなり低い所得階層から所得税について増税をしておるというふうなふうに感ぜられます。

そういうことにつきましても、やはり多年減税減税でやつてこれたわが国の経済情勢が、これからはそういう事態がなかなか容易に可能ではないといふことも勘案いたしますれば、やはりある

程度の所得階層からはそういう事態も必要になるというふうな気持ちをお互いに持たなければならぬわけでもございします。またそういう必要のありますときに、増税ということについてもまた御議論をいただかなければならない時期があるかもしれないませんが、私どもとしますれば、やはり現行の税率をそのまま置くという、いますでにございします累進構造のいわば自動調節作用というものに今回は依存するということにとどめたわけでございします。

○武蔵(山)委員 それはよくわかる。現在の手直ししやすいものだけいじつた、イージーゴーイングなんだよ。だから、私が言っている不作為を責めざるを得ないというの、もつと前向きな努力を——インフレ利得に対する課税なり、あるいはこの前一時為替問題、円の切り上げ問題が起つたときに、経済安定法をつくらうという意見が大蔵省の中にならなかつた。その経済安定法も、昭和四十八年の段階で速やかにあのときつくつておけばまた違つた形に、日本の租税収入というものの凍結もあるいは国債発行金額の凍結も、別な意味の経済的效果をあらわすようなことができた。それがいつの間には消え去つちやつた。

現在はどうなんですか、その経済安定法的な西ドイツのそういうような考え方というものを恒常的なものとしてつくつておこうという空気が大蔵省の中にあるのかないのか。これは副大臣ですな、副大臣、その経済安定法的、西ドイツ的な発想というものはもう大蔵省の中から消えちやつたのか、それともまだ検討に値するかどうかの研究課題になつてゐるのか、その辺ちよつと聞かしてください。

○森(美)政府委員 ただいまの経済安定法の問題でございします。これは御承知のとおり、二、三年前に大分研究された問題でございします。が、いまのところはいろいろまだ問題がございまして、まだ研究段階でございします。いずれいろいろのことを研究しまして検討したい、こう考へておるわけでございします。

○武蔵(山)委員 大体一時間の時間でいろいろ聞きたい問題がたくさんあるものですから、徹底的な議論まで掘り下げて論争できませんが、次に税収の伸びの問題であります。

主税局長が提出をした税収の見込みによりますと、五十年年度の源泉所得の見込みは四兆六千四百二十億、去年の四十九年度の補正後の金額と比較して七千八百七十億の増収ですね。間違いないですな。申告所得は前年度と比較して二千七百六十億円の伸び、法人税は三千八百六十億円の増、こういう見積もりになつてゐるわけでありまして。

私は自分で税収の積算をしたりなんかする専門家ではありませんから、細かい問題についてよくわかりませんけれども、素人考えでばつとこの数字を見たところ、源泉所得に増収を期待し過ぎてゐる、あるいはその裏を言うならば、法人税の収入増というものが低く見積もられ過ぎてゐる。どちらに原因がある。これはどちらがより事実に近い観測になりますか。源泉は七千八百七十億の増収で、土台は四兆六千四百二十億、法人税の方は、土台は四兆六千四百二十億、予算に対して三千八百六十億円の増、源泉の半分ですね。どうも源泉所得の方にウェイトがさあつとばかり過ぎてゐる感じがしてならぬのでありますが、これについてはどういふ説明をいたしますか。

○中橋政府委員 経済情勢が今日のようになつたにりますれば、私はやはりこういう事態は避けがたいのではないかと、いふふうには思ひます。と申しますのは、源泉所得税の中でも大部分は給与に対する源泉所得でございします。が、これにつきましては、五十年年度は一人当たりの雇用者所得は一七%、それから雇用の増を1%伸びるといふふうにいいたしておりますので、総じまして一八%程度伸びるといふ事態のもとに給与所得に対する源泉所得税を見積もつております。それから利子なんかにつきましても、これはある程度の伸びが期待されるわけでございします。

これに對しまして、一番端的に経済の状況を反映いたします企業の利益でございしますが、これは

いわば収入が仮にふえましても利益がそんなにふえないという事態がいつも景気の停滞時期には見られるわけでございます。しかも、その停滞の度合いが一番限界部分でございまして、利益の伸びが低くなる、増収で減益というような事態がすぐ起こるわけでございます。

しかも法人税では一応六カ月決算法人がかなりございまして、一年決算法人はなおさらのこと、増収にあつては増収でございます。その景気の反映というものが実勢よりも半年なりそれ以上おくれであつてくるわけでございまして、御承知のように、いまの日本の経済というのは昨年の後半から非常に冷たくなつてきております。そういうものを反映をいたしまして、今年の上半期には増収が非常に伸び悩む、法人税が伸び悩むという事態が予測されるわけでございまして、政府の経済見通しのようにゆるやかに上昇過程を回復するということになりまして、ようやく私どもの見通しのような増収が期待されるということでございます。いま御指摘のような源泉所得税の増加額と法人税の増加額というものについて差異が見られるわけでございまして。

○武藤(山)委員 差異が見られるのはよろしい。わかつておるのですよ。問題は、私はその差異があまり過ぎるという感じ。法人税は前年度と比較して、何%の伸びですか、三千八百六十億円の増というの。それから源泉の七千八百七十億円の増収というの何%の伸びですか。

○中橋政府委員 源泉所得税は、四十九年度の補正に對しまして二〇・四%の伸びでございます。法人税は、四十九年度の補正額に對しまして六・七%の増でございます。

○武藤(山)委員 その積算の基礎が、生産が九%、物価が一・二%、所得率等による調整が九五、総合で一〇・五、こうなつていますね、皆さんの説明書によると。私は、ことしの経済はこういう状態に推移しないと見ています。いまの不況の落ち込みはもう現在が完全な底で、これ以上日本の経済は不況の谷底がさらに深くなるという

ことはあり得ない。それは大蔵省もわれわれ野党の主張というものをかなり取り入れて、この前大平さんとここでやつた一月二十九日以後、公共事業費の八%を年度内に徹底的に使おう、住宅ローンも大幅に広げようといつた二月一日の経済閣僚會議で決めた六項目にわたる施策にかなりここで議論されたことが現実問題としてあらわれてきています。さらに加えて、四、五、六の公共事業費の予算をかなりの部分先に使おう、こういう方針も福田副総理などもちがつておる。

そういういろいろな要因を勘案してみると、経済はもう二月の終わりから三月の初めが底で、日本の経済は停滞局面から成長局面への転換が目下着々と進んでいる、私はそう見るわけであります。この主税局の増収見込みも、そういう意味でこれよりも増収がかなりふえる、そういう見通しが事実に近いのではないだろうか、私はそんな感じがするのであります。これは結果になればわかりませんが、この六・七%増はぎりぎりの収入になるだろうか、それよりもやはり年度を終つてみると、いやこの見込みもは過小だった、法人税はもっとふえた、こういう結果になるだろうか、このかけはどうですか。

○中橋政府委員 五十年年度の法人税収を見込みますに、つきましては、ちょうどその増収が入ります事業年度に對應しまして、生産、物価というものを、對應する時期に應じまして、四十九年度におきます経済の実績それからその後におきますところの経済見通し、五十年年度におきますところの政府の経済見通しというものによつてつくるわけでございまして。そうして、それによりまして私どもは各事業年度の該当期について、一体、生産、物価がどのくらいに伸びるか、それに対しての増収が一体どの程度に期待できるのかということと積算をいたします。

特に、先ほども申しましたように、法人税といふものは、経済の実勢よりは少なくとも半年は遅れてくるわけでございまして。果たしていまが経済の一番底で、すぐV字型に回復いたしますか、かなり緩やかになるといいますか、底を長くはつて回復過程に入るのかといふところもいろいろ議論のあるところでございまして、むしろ五十年年度の法人税収と申せば、その前半期のものは、もう済んでおります四十九年度の下半期の経済を反映いたしましたものが入ってくるわけでございまして。そうしますと、今日のようになかなか冷たい切つた経済情勢を反映した増収というものが半分を占めるといふような概略の計算になるわけでございまして、私どもとすれば、そういう政府の経済見通しを基礎としながら、それに対応しての増収を今日の状況におきましてはできるだけ適正に見積もつたつもりでございます。

か、かなり緩やかになるといいますか、底を長くはつて回復過程に入るのかといふところもいろいろ議論のあるところでございまして、むしろ五十年年度の法人税収と申せば、その前半期のものは、もう済んでおります四十九年度の下半期の経済を反映いたしましたものが入ってくるわけでございまして。そうしますと、今日のようになかなか冷たい切つた経済情勢を反映した増収というものが半分を占めるといふような概略の計算になるわけでございまして、私どもとすれば、そういう政府の経済見通しを基礎としながら、それに対応しての増収を今日の状況におきましてはできるだけ適正に見積もつたつもりでございます。

○武藤(山)委員 まあ適正だったかどうかは、すぐこれは六カ月もたてば実績で化けの皮があらわれるのでありまして、私は、これははもと増収になるだろう、こう見ているわけであります。法人の方はそういうような低い見方をしておきながら、一方、申告所得の営業は二七%伸びると見ているのはどういふわけですか、これも事業ですらから。

○中橋政府委員 申告所得税の営業の増収を見積もります場合には、大体個人の消費支出に對應する営業者が大部分でございまして、私ども從來とも個人の消費支出が一体どの程度伸びるかといふような指標を基礎にいたしまして判断をいたしておるわけでございまして。それで、五十年年度の政府経済見通しによりまして、個人消費支出は四十九年度に比しまして一八・四%伸びるといふことになっております。それに対応いたしまして、営業所得につきましては一七%伸びるといふことで積算をいたしております。

○武藤(山)委員 そちらがどうも首尾一貫してないという感じがしてならぬのであります。では法人の所得だって、そういうインフレ時期になれば、やはり個人申告の営業と同じようにその価格を引き上げていって、名目的な収入増といふものを期して、恐らく配当を全くしないなどという会社はないだろうと思ふのです。やはり一割配当

ぐらひは出す。そういうことになると、法人税——きよは法人税の質問の時間じゃなくて所得税で、比較の上で法人税に入つておるので、いまのは刺身のつまなんです。そこで所得税の問題です。

給与所得一八%増といふこの積算が狂う、恐らくことしの春閣で二〇%は間違いない、大体二五%ぐらいのところに行くのではなからうかと思ひます。そうすると、いまの主税局の積算の一八%給与総額の増、その場合、いまの増収の見込みが、二〇%になつたら増収はあと幾ら伸びるか、二五%になつたら増収は幾ら伸びるか、二〇%と二五%の場合。

○中橋政府委員 私どもの見込みも、もちろん、一八%給与が伸びるということ、もちろん、利子配当もその中に入つておるわけでございましてけれども、大数の傾向をいたしまして、そういうものにおいて九千七百億円の増収が見込まれるといふふうにしてあります。したがって、仮に一八といふふうに見込んでおりました給与の増が二%ふえまして二〇%になるといふ計算を正確にはやつておりませんが、概略でございまして、約千億ふえるといふような計算が出るわけでございまして。もつとも、それにつきましてまた減税の部分がややふえますから、正味千億といふわけにまいりません。まあ概算で千億といふふうにおとり願は結構でございます。

○武藤(山)委員 去年高木局長も、給与が一%上がることに對して増収は五百億移動する、こういう答弁をしていらつた。そうすると、仮に二五%の春閣妥結となると、七%皆さんの見込みよりもふえる。そうすると、三千五百億これよりも収入増になる、こういう計算に相なるわけでありまして。いづれにしても、この一八%で果たして現実に近いのかどうかといふのは、また年の途中でかなり議論になると思ひます。

そこで、私は、出ないお化けを先に、来年のことを言つて鬼が笑うといふ言葉がありますが、ことしのことで、年の途中で、これは給与の伸びが

○森(美)政府委員　私は、根本的には、今後の情勢からいきまして、いままでのように年度内減税勢が起こり得る事態というのが少なくなりつつあるもののじやないかと思ひます。しかしながら、起こつた場合という御質問については、それはそれといひまして、根本的には、今後の日本の経済情勢というものは年度内減税というものがなかなか起こらない、もつと厳しいものになると理解してお

この数字を見て感じますことは、現在大体三ヶ月の賞与をもらう、十五カ月で計算をしてみますと、公務員の場合、年間、初任給で未成年で九十五万九千四十円、大体九十六万円でですね。それから民間の技術者で初任給九十二万九千七百円、賞与を含めてこういう金額になりますね。そういう計算をしてみますと、やはり選挙権もない、高卒卒で直ちに実社会に出て、世のため人のため国家のために生産に励む、仕事に励む、そういう未成年労働者に国税を負担させるといふことは過酷ではないか、こう感ずるわけであります。

したがって、独身未成年労働者について、平均的に月十万円、年百万円、その程度のやはり課税

森さん、あなたは昔のことを思い出していただければおわかりのように、昔、国税、所得税を納めるというのは本当のわずかですね。昭和十四、五年ごろは全国六十万、それが現在は二千五百万、三千万人というようにふえておる。いま、これから背広もつくらなきやならぬ、くつも買わなきやならぬ、自分の身の回りの物もいろいろ買わなきやならぬという、就職をしたばかりの独身の高校卒業生に国税を賦課するということは、私にはやはり過酷だと思うのですよ。やはりそういう若年労働者にはかららない程度までの配慮をしてしかるべきだ、もつと取れるところがあるんですから。租税力もあり、不公平な税制でまけていくところもいっぱいあるんだから。やはり全体を考えて、整合性のあるそういうものを考えていかなければならぬ。

○中橋政府委員 最近のわが国の雇用者の給与水準を見てみますと、何といひまでも初任給の上昇というのが一番大きいわけでございます。ということは、やはり家族を持つておる人の給与との格差が縮まってきておるわけでございますので、いまおっしゃいましたように、四十九年度の税制改正におきましてはその点も配慮いたしまして、独身者の課税最低限というのは六割引びたものでございます。

なお、今後とももちろんそういう配慮をしてま

いられなければなりませんけれども、それでは、おっしゃいますように新卒者の所得税というのを、できるだけ課税しないような方向をとるのか、特に、おっしゃいましたように未成年という観点から、そういうふうな趣旨をとるのかというところになり、と、何といひましても給与の構造が変わつておる今日におきまして、今後家族持ちに所得税の負担をかけてまいるのであるのかという問題、程度高い水準の人にかけてまいるのであるのかという問題になりますれば、一概に独身者であるのかという問題あるいは新卒者という地位だけについて所得税の減税を行うわけにはまいらないと思ひます。

確かに、おっしゃいますように、戦前、特に昭和九一十一年ごろの課税最低限を見てみますと、独身者の千五百円という課税最低限に對しまして、夫婦子供二人で千七百五十円でございますから、そこにはほとんど今日私どもが家族構成について考へておるほどの配慮というのとは、やがてなくなつてしまつたわけでございます。なぜ、済んだかということ、一つにはやはり当時の税制の構造がそれを可能ならしめたのではないかと、いふふに思ひます。九一十一年の税収を振り返つてみましても、所得税といひますのは、国税収入の中で一％しか占めていませんでした。それが今日税収の中で三分の一を占める。今日、わが国は世界の中でもかなり高く直接税に依存してゐる国になつておるというところは、やはり担税力に非常に着目をして、いたしました所得税制によつておるということでございます。

そういう観点から申し上げれば、担税力ということをおの初任者につきても当てはめますれば、今後とも、もちろん初任給の水準というものを頭置きなから、これがかなり高くなつておる段階におきまして、どうしても昭和九一十一年程度に、独身者であるがゆゑにあるは未成年者であるがゆゑに所得税を納めないように配慮をするというわけにはなかなかまいらない。むしろやはり担保力という観点から申しますれば、今日家族構成について私どもが配慮しておるようなことは、

一番大きな要素になるわけではないかといふふに考へております。

○武藤(山)委員 大蔵不勉強です。

主税局長はサラリーマン訴訟の大島裁判の判決を読みましたか。

○中橋政府委員 判決の全文については読んでおるんですが、その要旨についてはもちろん承知をいたしております。

○武藤(山)委員 森政務次官はこの判決全文を読んでみましたか。

○森(美)政府委員 大蔵不勉強でございますが、概略読みしていただきました。

○武藤(山)委員 この判決は、サラリーマン側から見れば不満な判決であります。しかし、これはいろいろ専門家が読んでみると、裁判官としていふん苦勞して、いろんな角度から税のあるべき姿あるいは経費とは何か、そういうものを大蔵考へさせられる判決文ですね。私はこれをよくべつと一読して、きょうは時間があればこの一つ一つについて、たとえば必要経費とは何かからと論争したかつたのでありますが、時間がもつとありませんからやめますけれども、こういうものを一つと一般の人が読んでみて感じますことは、やはり自分たちの税金が余りにも不公平に取り扱われているんじゃないかという感じを持ちますよ。

そういうものからくる税に対する反感、重税感、そういうようなものが一層未成年者の場合などは、学校を出たらすぐ途端に税金がかつてゐるんだというやうな国が果たして——アメリカ、西ドイツはどうですか、初任給に税金がかつてゐますか。

○中橋政府委員 私どもの持つております数字によりますと、たとえばアメリカの課税最低限を独身者について見てみますと、所得税につきましては二千五百ドルでございますから、邦貨換算六十一万七千円ぐらいでございます。西ドイツについては見ますと、五千二百五十三マルクでございますから、邦貨換算六十六万七千円。課税最低限に

つきましては、諸外国の考え方というのは私はかなり低い水準にあるように思つております。

残念でございますけれども、これに對する初任給の正確なものは持つておりませんけれども、ちよつと古い資料でございますが、たとえば一九七〇年の高校卒業のアメリカの初任給でございますが、二十六万四千九百九十円、西ドイツで同じく高校卒業の男子で十万三千五百七十円という数字を持つております。

○武藤(山)委員 そんな七〇年の数字なんというのは、過去二年間の日本のインフレと比較したら全然問題にならぬのですよ、少なくとも一年のずれくらいでやらぬと。まあいい。いづれにしても、私は若年、未成年労働者に課税をするなという論者でありますから、この問題については今後とも執拗に要求をし、議論を展開していきたいと思ひます。

次の第三番目の問題は、住宅関係の控除の問題であります。現在、住宅取得控除は税額控除で最高三万円まで控除を認める、それを三年間認めるといふ制度ですから、九万円です。昭和四十七年一月一日から五十年十二月三十一日までの間に一戸家を建てるとこの法律が適用になる、こういう住宅取得控除があります。この取得控除の中で私はもう改善をしなければならぬなと思ふ点は、三・三平方メートル当たりの標準取得価格は十万円ということになつておる。この十万円はいつ決めた単価ですか。

○中橋政府委員 この制度をつくりました昭和四十七年の金額でございます。

○武藤(山)委員 四十七年と現在、五十年あるいは四十九年とでは、建築単価はべらぼうに上がりました。これはセメントも木材も、あらゆる資材がいまはもう倍の値段になつておる。家をつくるのに、昭和四十七年といふと比較すると約倍近い。もう坪単価が二十万はざらです。ちやちや家で坪単価二十万ですよ。いまはちよつといふ時代にとつと二十万、二十五万です。そういう時代にこの標準取得価格はこのまま十万円ではよろしいの

か、もう直すべきじゃないか、どう思ひますか。

○中橋政府委員 住宅取得控除をつくりましたときに、仰せのように三・三平方メートルの建築価格といふものももちろん書いたわけでございますが、そのときの基本的な考え方、むしろ住宅を現実的に建てたときに要する経費といふものを頭に置いていたわけではございませんで、こういう住宅取得控除を当てはめたときに、おおよその程度の人にそういう取得控除を与えればよろしいかということから判断をいたしたわけでございます。

それで、まず住宅取得控除を適用いたします場合には、申告制度でございます。余り広くないう住宅ということ、およそ二十坪程度の家までという限界を置いていたわけでございます。それから住宅取得控除をいたしたわけについては、やはり自分で家を建てた人との権衡をしまして、借家に住んでおる人について何ら配慮をしないのに、むしろそれよりも恵まれたといふふうになつてゐる自分の家を建てた人についての控除でございまして、から、いわば普通の借家に住んでおる人が負担するやうな部分といふものをこの控除として与へてはいかぬといふことも考へたわけでございます。

そういう観点から、大体二十坪の人が住宅取得控除として国から幾ら還付されるかということ、当時、大体その程度の住宅の人でありますれば一人一年二万円ということを決めたわけでございます。ただ、二十坪の人でそういう二万円でございます。それから、ある程度の広さといふことでございまして、それよりも小さな家をつくつておる人についてはもちろんそれに比例してその金額を減額するといふことから、控除の制度として坪当たりの取得価格といふものを置いていたわけでございます。したがって、おっしゃいますやうにその後の建築単価といふのはもちろん十万円よりも問題なく伸びております。当時におきまして、十万円といふのは現実に住宅を建てての場合の単価とはかなりかけ離れておりました。むしろ現実の所得税の控除額に観点を置きました

て、そして与えられる住宅の広さをそれにスライ
ドして減額をするという制度としてとったわけで
ございます。その後、昨年からこの金額を、むし
ろ控除線の方を三万円に上げたわけでございま
す。

○武藤(山)委員 いや、私の質問に答えておらぬ
のですよ。標準取得価格十万円という現実に全く
合わない数字をいろいろ税務署が出す資料の
中に書いてあるわけだから、そんな現実に合わない
ものを納税者に印刷して配ることはもうやめな
さい、現実に合うように取得価格というものを直
したらどうだ。ところが、あなたの方は、いやそ
れよりも三万円という税額控除の方にウエートを
置いているので中身なんかどうだっていいのだ、
こう言いたいと思うのだよ。しかし、現実公から
出る書類が、国税庁から出る書類が、そんな現実
と遊離した数字を説明書きの中に入れておくな
んというのはいまに合ふね、だから、もしあなた
ちが三万円何と抑えようとするなら百分の一
の方をいじればいいので、価格はやっぱり現実に
合うようなものにしなければ、こんなことで家
でできるわけがないのですよ、いまだき。そのことを
私は言っているわけだ。だから、現実の問題にこ
れを直したらどうだ。

○中橋政府委員 確かにあの制度をつくりまし
たときには、控除額として与えられる絶対額を頭
に置きまして、しかもそのある程度の面積という
のに応じてスライドすることを考えましたもので
すから、おっしゃいますように坪当たりの建築単価
というふうな現実にございすもの、たとえば
十万円というので非常にかけ離れた制度である、
かけ離れた金額であるということでございます
ば、たとえば三万円というものを頭に置きまして
住宅の面積をスライドするように制度を組みか
えてもよろしいわけでございますが、やはり端的
にその計算を住宅の面積に応じてスライドさせ
ますためには、いわばそういう金額が一番便利が
いいのでやったわけでございます。その点はお検
討をいたしたいと思います。

○武藤(山)委員 そうですよ、検討するのは当然
だよ。標準取得価格十万円なんというのはもうな
いよ。検討すると言ったから、これはこれでよろ
しい。

次は、住宅貯蓄控除です。財形貯蓄というのが
中心であります。七年以上の貯蓄についてはそ
の年間の預金額の一〇％税額控除で、最高五万円、
これは大変なメリットがあるわけですね。その他
のものは八％で四万円、一般住宅貯蓄は六％で三
万円、こういうことになっておる。その他とか一
般住宅貯蓄とか、幾つにも分けてあつて、税務署
の資料を見るとこちやこちやいづつ書いてあつ
たけれども、この一般住宅貯蓄というのは、ど
へどう積んでもいいのですか。郵便局でも銀行で
も労働金庫でも、これは住宅貯蓄ですよという契
約だけ結んで貯金すれば、この一般住宅貯蓄とい
うのは六％、三万円引けるのですか。

○中橋政府委員 この制度をつくりましたとき
も、持ち家を期待しておる人たちが住宅貯蓄をや
りまして、そしてある程度の金額を積み上げた
ときに、またそこらからいゆる住宅ローンを借りて
家を建て得る、そういう段階を想定したものでござ
いますので、住宅貯蓄控除を受け得る場合とい
いますのは、住宅ローンを与え得る金融機関に対
しまして貯蓄をするというのが原則でございま
す。

○武藤(山)委員 一般住宅貯蓄の場合は、期間は
ないのですか。

○中橋政府委員 三年以上ということになってお
ります。

○武藤(山)委員 三年以上で、何年間毎年六％ず
つ引けるのですか。三年限りですか。

○中橋政府委員 一番長い期間で七年でございま
す。

○武藤(山)委員 それはわかっているんだ、そう
じゃなくて一般を聞いてるんだ。七年の方はま
だ聞いてないんだ。これから聞くんだ。七年
との権衡が問題なんだから。いま一般住宅貯蓄だ
けをずっと浮き彫りにして、七年にいくのはその

次なんだ。聞いていないことを答えなくてもいい
んだよ。

○中橋政府委員 住宅貯蓄をやっていた期間
は、何年やっていたかによります。七年以上の貯蓄
は、それに対応して住宅貯蓄控除をや
ります。それに対応して住宅貯蓄控除をや
ります。それが最長七年間でござい
ます。

○武藤(山)委員 そうすると、一般住宅貯蓄とい
うのは企業を通じて、勤務先の会社を通じて
なくても、個人がこれは住宅貯蓄ですよと言つて
貯金をし、三年以上積みまますという約束があれば、
全部これは預金の証明書をくっつけていけば税務
署は認めるのですか。

○中橋政府委員 いゆる住宅ローンを付けてい
ただいておる金融機関に対しまして貯蓄であればや
れるわけでございす。

○武藤(山)委員 この一般住宅貯蓄はすでに家が
できてしまつてからでもいいわけですか。たとえ
ば十五年間の住宅ローンで借りた、それはだめな
んでしよう。だけれど、いまの局長の答弁でいくと
住宅ローンをやっている人という、借り手であ
る人、これはまだ借り手やわらない人
でしょう。これから家をつくりたい、しかし、あ
なた、住宅ローン何年なんということは、貯金する
ときに決めていないのですよ。あれは金を借りる
ときに、十年ものにするか、十五年ものにするか、
十八年ものにするかは決まるのだから。

そこで、要するに一般住宅貯蓄というのは七年
間は三万円ずつ引ける。一年に六％だから
五十万すると三万円引けるわけですね。これは一
般の長期の貯蓄なら、何も会社を通じてなくても
人が直接積んでもいいわけですね。そういうもの
は、法人を通じて直接自分で預金をするから
というところで三万円、ところが会社を通じて団体
で財形貯蓄に入つた場合には一〇％、五万円、こ
ういう差をつけたわけですが、この差をつけた理
由は何ですか。

○中橋政府委員 財形貯蓄といふのは、やは
り勤労者の財産形成という目的をもちまして始め
た制度でございす。その財形として貯蓄をいた

しまして、しかもその貯蓄によつて持ち家取得
しようというのを促進するために、財形貯蓄を通
ずる住宅貯蓄については、一般の人が住宅貯蓄を
やります以上のメリットをつけたわけでございま
す。

○武藤(山)委員 それは金融機関サイドから見
れば、財形の場合、企業がまとめて貯金をしてくれ
るんだから、契約が破棄になったり途中でやめる
なんというところはごく少ない、そういうメリッ
トがある、だから余分に恩恵も与えてやろう、五万
円にしてやろう、こういうことなのかね。どうい
うことなんです、その五万と四万、三万と区切つ
たのは。

○中橋政府委員 一つは、勤労者が毎月毎月得
る給与の中からいゆる天引金的に貯蓄をしまし
て、そういうものをいゆる金融資産の形でふ
やしていただくのもよろしいのですが、そういうもの
をやがて持ち家に進めようというところについて私
どもは非常にメリットを与えて、そういうことによ
りまして勤労者が財産形成、しかも住宅貯蓄とい
うものを通じて持ち家に進んでいくというこ
とを目的としたものでございす。したがいまし
て、貯蓄を集めます金融機関の方の立場ではござ
いませんで、いわば財形貯蓄といふものは新
しいしかも継続的な貯蓄を勤労者が進んでやるわ
けでございすから、それについてのメリッ
トを一般の住宅貯蓄よりも重くするということで推
進をしたいと考えております。

○武藤(山)委員 そうすると、一般住宅貯蓄とい
うのは会社を通じて貯金をするわけじゃないんだ
よね、個々ばらばらに銀行と契約して貯金をして
いくわけだね。この人は勤労者じゃないという前
提ですか。それじゃ一般貯蓄の場合は勤労者じゃ
ない者がまじっている、だからこの人たちは
六％、三万円。財形貯蓄は全部勤労者で限られて
いて企業が毎月月給から集めて貯金をするからメ
リットが大きいという差をつけているのですか。
その差をつけている原因は何だということを聞い
ていたわけだ。

○中橋政府委員 財形貯蓄は、先ほど申しましたように、毎月毎月の給与から新しく貯蓄をするわけでございます。しかも定期的にそれをやっていると、やはり勤労者の財産形成として非常にメリットがある制度だと私も考えております。一般の人が住宅貯蓄をやります場合には、残念でございますけれども、その貯蓄の資金というのはいくらか出てきておるかは実はわかりません。新しい貯蓄なのでございますか、あるいはいろいろ節約をして積み立ててきた財産の中からそれを定期的にまた住宅貯蓄に振りかえておるかというところはわからないわけでございます。そこで、私どもはやはり勤労者財産形成というの、そういう新しい貯蓄をしかも長期的に継続的にやるというところに非常にメリットを感じておるわけでございます。

○武藤(山)委員 一般住宅貯蓄だつて長期的に十年あるいは七年積もうという、その積立金が少なきや長期に積まなければ家はできないから長期になる。しかもまじめな人で、毎月欠かさず銀行へ積み立てしておる。銀行へ行く金は財形と全く変わらない。しかも、零細企業、財形貯蓄をやっている四人、五人の零細企業に勤く勤労者。大体目下財形をやっているのは大きいところだけで、小さいところはまだほとんどやっていません。零細企業は財形貯蓄をやっています。そうすると、零細企業に勤く勤労者は五万の方の恩恵を受けないで、三万の方しか入れない、その区別がおかしいと思うのだ。これは一般の住宅貯蓄というのは、会社の重役とか代議士とか医者とか、そういう人じゃないんだ。大体貯金をしてとにかく長期で家をつくらうというのにはサラリーマンなんだ。そういうのに差が——私は三万円を五万円にした方がいいじゃないかという論者なんだ。五万円を三万円にしろというのじゃないのだ。三万円を五万円にしろという論者なんだ。そこで少し理屈を詰めてみると、どうもこれはおかしい。だけれども時間がなくなるからいい、ここまでわかつてきたから。一般住宅貯蓄という

ものと七年以上の財形貯蓄というものの差をそんなに置く必要がないというのが私の理論だということを知ってもらえたい。

そこで、局長、住宅ローンで自分の家を建てた。銀行の借金だ。逆に言えば銀行へまた貯金をするのだ、借金を返すわけだから。金を持っていくわけですよ。行為そのものは借りか返すということから借りかという違いだけだ。そういう自分の家をローンで建てた者には何にも恩恵がないのだ。この前の住宅取得税除が坪数三十坪以下ならば当てはまる。ちよつといふ家をつくつて三十五坪、三十二坪、そういうものをつくつた場合には何も恩恵がないのだ、この人たちが住宅ローンで自己の家を建てた場合には、やつぱり五年なり七年間その金利くらい所得税控除をしてやることは考へてしるべきじゃないのだろうか。この間山田町目さんに質問されて、山田さんは四、五年前に家を建てた、おれは利息を一生懸命払つて銀行に奉仕しているのだが何もメリットがないと言つて笑つたのですが、そういう人はいいのと思うのです。こういう住宅ローンに対する金利の所得税控除を少し五年間なら五年間、財形貯蓄にならわされるなら七年間なら七年間、一定の限度を設けてできないのか。

○中橋政府委員 これも住宅貯蓄の制度を創設しましたときに考へた点でございます。仮にあのときにも住宅を自分で建てる人について所得税からどういふような応援ができるかという場合に、おつしやるように一つはとにかく借金をして建てる人について応援をしなければならぬ。自前の資金でもつて建てる人については考へる必要がないというところは明らかでございます。そうしますときに、借金をして建てた後でその支払い利息を所得税で何らかの応援をするということももちろん可能でございますけれども、借金をするということ自体いろいろな形態がございます。一時に借金をし得るという人はいふはある程度有利な態勢にあるという人とのときに判断をしたわけでご

ざいます。むしろそれよりは、当時ございましたいろいろな積み立て制度ということである程度の金額を年々積み立てる、それが予定の時期に達し、予定の金額に達したときに初めて金融機関から住宅ローンを借りられるという人は、一気に金を借り得る人よりは、所得税の方で応援をするというよりも優先的に考へてもしかるべきではないかということから、ある程度の貯蓄をするということを一つの前提条件にしたわけでございます。

いずれにしても、その場合にも所得税で何がしかの控除額があればこれは支払い金利の応援になることは、一挙に金を借りた人につきましても、ある程度の住宅積み立てをやつて金を借りる人についても同じ効果を及ぼすことはおつしやるのとおりでございます。しかし、そのときにより優先的に所得税の方で考へるべき人はどちらかと言へば、やはりこのごろの事情でございますから、毎年毎年ある程度の金額を積み立てていかなければならぬ人こそ所得税で応援をしなければならぬというところで判断をしたわけでございませう。

○武藤(山)委員 それはおかしい。それは金融機関に貯金を集めさせて預金獲得をさせてやるという金融政策上の配慮がやはり一つある。もちろん労働省が財形貯蓄というものは言い出しあことだから、それは西ドイツなどでやつていてのことだから日本もやろうやというところで労働省が大変熱心に始めたことはよく承知してあります。しかし、いまの説明を聞く限りでは、後で議事録をずっと読んでみても一回やりましますけれども、どうも納得いかぬですね。

いま秘書が迎えに来たようだからやめますけれども、最後に、国税庁、いま無記名預金というのは、総額でいへば何ぼくらいあると思ひますか。銀行局ですか。

○後藤(達)政府委員 私の方からお答え申し上げます。都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、この数字のトータルでございますが、四十九年の三月末におきまして一兆二千三百七十一億となつて

おります。

○武藤(山)委員 いまのは四十九年三月の数字のようでありまして、日本銀行のこの統計資料によりますと、十二月が出ていますね。この十二月を見ると、都市銀行だけで五千五百八十二億、口数にして四十四万七千口。地銀三千五百九十九億、口数十六万六千口。信託銀行二十四億。相銀が一千七百六十七億、十七万一千口。信用金庫二千四百四億、十九万九千口。トータルで一兆二千五百、六百億。あなたは三月だから、十二月はちよつとふえてる。この問題について、議事録を読むと、中橋主税局長は大変苦しい答弁を予算委員会ですられて、堀さんにも質問をされ、阿部君にもやられ、まあどう答へようかという苦心の作があの議事録ににじみ出ているのであります。きょうはもう時間がないから、その問題について、銀行局長と国税庁長官の覚書の申身について議論はいたしません。これらの問題について大蔵大臣は、これは総合課税に持つていけるようにやはり検討しなければならぬと思うということを、最後に大平さん答へていらるんです。大臣の答へというものは法律に抵触するのですから、これはやらなければいけません。

そこで、この無記名預金の一兆二千五百億をどう処理していくかというこれからの処理の手だて、私は一挙にばちつとやれなんと言つてはむづかしいと思うのです。大体、無記名というのは、なぜ無記名にしなければならぬか。主税局長と後藤さん、普通の人は、正しくまじめにやつていける人なら無記名預金なんかしないと思ひます。すよ、堂々と自分の月給の範囲内で貯金できる人、自分の事業で堂々とできる貯金は無記名なんてしなないと思うのですが、無記名預金が行われるのはなぜでしょうか。お二人の感じ方をちよつとお聞かせください。

○後藤(達)政府委員 先生御案内のように、この無記名預金の方の制度は昭和二十二年からほぼ二十数年続いてまいっているわけでございまして、それをつくりましたときに、やはり預金者心理、こ

これは脱税というようなことでなく、自分の資産内容を知られたくないという心理に着目して、貯蓄増強というところでやってまいったときをいたしてあります。ただ、当初できましたときには、定期預金の総額の半分以上が無記名預金、こういうようなことがございましたが、現在は、いま数字を先生からお示しいただきましたように、総預金の一％ちよつとというように相なっております。これはほかに、やはり有価証券というものは原則として無記名でございます。あるいは貸付信託の受益証券というのにも有価証券という制度、法制になっておりまして、無記名でございます。こういう他の無記名の金融資産というようなことの兼ね合いということがあろうかと存じます。

当面、私も、いまお話が出ました中で、無記名預金よりも架空名義という方が一番苦しいが悪いことではないかということ、これはなかなかむずかしい問題がございますけれども、極力それをなくすように努力をいたしたい、金融機関に對しましても指導をいたしたい、こう思っております。

ただ、無記名預金の方は、制度的に大分長くやってまいったものでございます。(武藤(山)委員)「無記名を認めておるのは法律が、省令が、何か」と呼ぶ。通達でございます。(武藤(山)委員)「そんなものは簡単に直せる。その通達も後で貸してくれ」と呼ぶ。はい。昭和二十二年に特別定期預金という名前を出しております。これはただいま申し上げましたような他の金融資産との兼ね合いというようなこともございます。

それからもう一つ、私も、現在のところ架空名義の方を極力なくしたいと思っておりますので、それが無記名預金もなくしますと、むしろ架空名義がふえるというようなことは大変いやなこととでございます。したがって、そのあたりを、やはり今後の課題だと思っておりますので、これから慎重に検討してまいりたい、こう思っております。

○中橋政府委員 私どもが利子課税の問題を考えております場合に、御指摘のような無記名預金の問題と架空名義預金の問題がございます。いずれも、私どもとすれば何らかの打開をいたさなければならぬ制度だと思っております。そのうち架空名義預金につきましては実行上でき上がつてくる問題でございますので、それにつきましては、預金を受け入れる側と預け入れる側と、それからまたわれわれの税務官庁側でいろいろ問題を考えなければならぬと思っておりますが、無記名預金の問題は、いま御指摘のように終戦後の特異な事情のものをでき上りしましたものでございまして、こういういわば国が認めた制度でございまして、そういう制度としてそういう存在をなす今後続けていくのがそんなに必要があるのかどうかという観点から、むしろ大蔵省としても考えていかなければならぬ問題だと私は思っております。

○武藤(山)委員 後藤さん、二十二年ころは日本は税金徴収旋風の激しいころなんです。やみが横行し、やみ成金でもうけるやつがいっぱい出て、そういう連中が——銀行は銀行で、日本の産業資本をいかに再建するかというときなんだ。預金を集めなければならぬ産業復興ができない、そういう時代なんだ、そういう時代の産物なんだ、これは。税金をこまかすやつがそういうときにはみんな無記名や匿名で貯金をして、やみ成金ができたんですよ。だから私は、こういうものを通達で許しておくんという大蔵省の姿勢自体がおかしい。こんな通達はやるべきである。よく大臣とも局長とも相談してください。

それから、国税庁長官と交わした四十五年六月六日の覚書も、これは変更する必要がある。文書の中身を十分これは検討して変更する必要がある。変更する必要ありと感じているか感じているか、国税庁長官代理と銀行局長代理にこれは意見を聞かしてもらいたい。これは中身を変更する必要があると思うか。これは中身を変更する。○横井政府委員 お答え申し上げます。

前回の予算委員会におきまして主税局長から御答弁申し上げましたように、覚書そのものが違法である……(武藤(山)委員)「違法とか聞いているんじやないんだ。中身を変更する必要があるかどうかを聞いていよう」と呼ぶ。現在の時点におきまして若干検討すべき問題もあるように存じますので、銀行局とも相談いたしまして検討いたしますと考えております。

○後藤(達)政府委員 いまの先生御指摘の覚書は、当時国税庁と銀行局との間で内部的に打ち合わせをいたしましたものでございまして、源泉選振制度等の導入に伴いまして、この制度の実施を円滑にいたしたいということが本旨でございまして、ただ御指摘のように、中の表現その他、実は内部の資料だったものでございまして、いま読んでみますと必ずしも穩当でないところもあるように感じます。国税庁の御答弁にもございまして、国税庁と相談をして検討させていただきます。

○武藤(山)委員 最後に、いずれにしても予算委員会での問題は大きな問題として議論されて、大いさ、総合課税ができる方向で検討する、こういう答弁をしているわけですから、ひとつ主税局、銀行局、国税局は、この総合課税ができるような支払い調書をきちと取り集める方法、あるいは一挙にやるのが大変ならば、三年ぐらゐの期限を切って、初年度の一年目に裏預金なり匿名を全部正規の自分の名前に書きかえた場合には一切税務署は追求しない、二年目について転換したものにうぐらゐの何かメリットをつくって、一斉にこれが表へすなり出せる手だてはどうしたらできるか、そういうものを十分やはり大蔵省は検討すべきじゃないか。そういうひとつ解消していく処方せんを、来年の国会には堂々と胸を張ってこいで答弁できるように、一年間検討願いたいと思ひます。

私は、以上で質問を終わります。○上村委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。午後零時三十分休憩

午後一時三十六分開議
○山本(幸雄)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小林政子君。

○小林(政)委員 所得税の納税人員がずっとこのところ一貫して伸びてきておりますし、特にその中でも給与所得者の納税人員の伸びが顕著にずっとこの一貫して続いてきています。たとえば三十年に給与所得者の場合は五百三十三万八千人であつたものが、それが三十五年には八百八十二万六千人、さらにその五年後の四十年には千四百五十九万九千人、四十五年には二千二百三十九万四千九百人、引き続きまして四十九年度には二千五百七十四万人、五十年年度には二千七百五十一万人という形で、ずっと納税人口が伸びてきているわけですから、特に四十九年、五十年のこの伸びの状況を見ても、百七十七万人の増、これは四十九年度若訂正もされたようですけれども、一応税制改正要綱で見ても、百七十七万人の増ということになっておりますけれども、この間の、いわゆる四十九年度、五十年年度の雇用者総数ですね、これは経済見通しによる雇用者総数、これを大体どのくらいにのらんになっているのか、まずその点をお伺いいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 雇用者総数としまして、五十年年度には三千六百五十万人見込んでおります。

○小林(政)委員 経済見通しのもとで四十九年には雇用者総数三千六百五十万人、五十年年度には三千六百五十万人、一・一％の伸びで、人員にして四十万人の伸びということになっておりますけれども、この雇用者総数の伸びとそれから給与所得者の納税人員、この伸びとが相当やはりここに食い違いが出てきている。たとえば納税人員の増加は、雇用者総数四十万というところで見てみますと、百七十七万人ですから約四倍というような増加にな

るわけですが、このことはやはり一層大衆課税というものが進行してきている、こういうことを示しているものではないかというふうに考えられます。また一面、なぜこういう事態が起きるのだろうか。年々納税人員が伸びるということは、課税最低限、いわゆる人的控除の引き上げがやはりいかに低いかということについては物語っているのではないか、その結果こういう形が出てくるんではないかというふうに思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○中橋政府委員 雇用者総数は、先ほど申しましたように、三千六百万人から三千六百五十万人にふえるわけでございますが、それに対応しますところの給与所得者のうちの納税者数は四十九年度の見込みの二千七百十四万人から、今回御提案申し上げておる改正法によりますれば二千七百五十一万人になるわけでございますから、その増加は両方ともほぼ四十万人程度でございます。ただ、それは改正後そういうふうになるわけでございまして、これを今回の所得税の改正を行わないという場合には、二千八百七万人になるといふふうに見込んでおりますから、約九十万人くらい納税者がふえる勘定になるということで今回の改正をお願いいたしておるわけでございます。

その主な理由は、何と申しましても給与の増加がございまして、それがやはり課税最低限のところでも非常に数が多いですから、そこでふえてくる。しかも、そのところは、午前中もいろいろ御論議がございましたけれども、かなり初任者の給与が伸びるというようなところから、納税者の数はそういうふうにあふえてまいるということでございますけれども、結論として申せば、今回の改正案によりますれば、雇用者総数の伸びも給与の納税者の伸びも約四十万人程度の増加にとどまるわけでございます。

○小林政委員 四十九年度二千七百十四万人を見込んでいたのだけれども、今回の改正を行えば二千七百五十一万人という御説明でしたけれども、やはり私は、五十年度も相当この見込み額よ

りも納税人員というのは伸びていくのじゃないだろうか、こういうことが当然予想されるわけですね。確かに、おっしゃるとおり、今回の改正というところで訂正をした数字で見えますと、雇用人総数の伸びている人員と給与所得者の納税人員の増加している数というのはほとんど同じということになるわけですが、しかしこれは、恐らくやはり五十年程度の納税人員というのは、四十九年度のときにも見通しが狂ってきたと同じように、五十年度も相当狂ってくるのではないかと。

このことは、いま局長もおっしゃったとおり、確かに給与所得の初任給といいますか、この層が一つの問題になってきていふということが言えると思います。雇用量総数の増加の数にして約四十万人の納税者、これはほとんど新しく職につくといえますか、こういう人たちが主要な部分を占めているのであらうというふうに思われますけれども、この内容についてはどのような内容になっているのか、お伺いをしたいと思います。

○中樞政府委員　それは、おっしゃいますように、大体初任給の高さからいまして、新しく給与所得者になった人で納税者となつてふえてくる人が大部分だろうと思います。

○小林政委員　私は、そこでどうしても、いまのこのように異常に納税人員が伸びるという点から考えても、また、初任給の、新しい中卒あるいは高卒の人たちがもう学校を出てすぐに課税されるというような、こういう状態を本当に解決していくためにも、もっと課税最低限を思い切つて上げていくことが必要ではないだろうかというふう

そこで伺いたしますけれども、いろいろと課税最低限問題は論議が毎年行われるわけでございますけれども、まず、基礎控除というものは一体何なのかということなんです。この点についてお答え願いたいと思います。

○中橋政府委員 これも前にも御議論がございましたが、基礎控除と申しますのは、一人の世帯におきましてどれだけ所得税が課税されないで済む

かということを判断いたします場合の、その一人世帯におきますところの標準的な生計費をもとにしましてそういうものを判断する、そういうことによつて所得税のかからない金額として算出したものでございます。

○小林政委員　そうしますと、基礎控除というのは、いろいろな控除などとあわせて、諸控除としての根幹をなすものですけれども、基礎控除それ自体の機能としては、扶養親族というものを持たない納税者の控除ということでございますけれども、そうすると基礎控除というのは、独身者の場合の最低の生活費といえますか、そこに中心が置かれているというふうに政府は考えて基礎控除というものを設けているんだと、このように受け取つてよろしゅうございませうか。

○中橋政府委員 大体そのような考え方でござい
ます。

○小林(政)委員 それでは、一応先に人的控除について一つずつまずお伺いをいたしてしまいたいと思いますけれども、配偶者控除並びに扶養控除というのは何を基準にこの額を決めていられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○中橋政府委員 配偶者控除も、夫婦世帯におき
ますところの所得税の課税がされない限度としま

して、一体どれくらいの手計費を考えたらいいのかという点から判断をいたしまして、そうして基礎控除でカバーされない部分を配偶者の控除として考えるのが原則であつたわけでございます。そういうことにいたしますと、実は、夫婦世帯におきますところのそういった標準的な生計費が单身世帯におきましてのそういった標準的な生計費を上回る部分といひますのは、理論的には基礎控除として与えられるような金額よりは下回るはずでございます。現に、配偶者控除という制度をとりません前におきましては、夫婦世帯とすれば恐らく配偶者が当たります扶養控除につきまして、そういった金額を想定してやってきたわけでございませうけれども、三十六年に配偶者控除というものを設けましたときには、そういう純粹に生計費と

いう観点に加えて、いわゆる妻の座というところで表現せられておりますようなものも加味いたしまして、基礎控除と同額の控除を与えられたわけでございます。その後、一時点におきましてはやや下回ったときがございますけれども、大体原則的には基礎控除と同額のを配偶者控除というふうにかけて今日に至っております。

それから、扶養控除でございますけれども、それも配偶者について申しました前段階と同じような考え方で、三人世帯になりました場合、四人世帯になりました場合の生計費の増加部分に対応して所得税のかからない限度というのをふやすために、扶養控除というものでその金額を足していっただけでございます。

ほとんどそういう考え方でずっとやってまいりました。が、昨年に至りまして、余裕もございまして、たので、扶養控除というものの基礎控除と同額にいたしましたから、かなりそこにおきましては、初めの段階におきましますところの純粹の標準的な生計費の増加部分に対応するものという考え方が發展をいたしました。配偶者控除と同じような観点で、しかも簡便ということも加味いたしました。基礎控除も配偶者控除も扶養控除も同額になっております。

○小林(政)委員　いま一応基礎控除、配偶者控除、扶養控除というその控除の考え方というものについてはお話を伺ったわけですけれども、それではことし二十四万が二十六万に二万円上げられた、それも配偶者控除も基礎控除も扶養控除も一律に二万を引き上げたということが、具体的に何を基準にして——生計費の何とこのですか、増加部分といいますが、そういうもの等も十分加味してとおっしゃいますけれども、それは三万でもとったし、一万でもよかったし、一体具体的に何を基準に今回の措置がとられたのか、この点について明確にしていただきたいと思ひます。

○中橋政府委員　さらに先ほど御説明しました見
い時期におきましては、特にいわゆる標準的な生
計費というものもかなり厳密に考えまして、しや

もそれに対応する各種の控除額というもので、そういう生計費を課税除外の線にしておいたわけでございます。十何年前には、御記憶と思えますけれども、そういうものをテストします意味におきまして、大蔵省におきまして所要されるカリリーを与えるためには一日どういような献立が必要であるか、そういう献立を実現しますためにはどのくらいの食料費というのが要するのかという、いわゆるマーケットバスケット方式によりまして算定した時期もございします。その後は、幸いにしましてそういうものよりは私どもとすればかなり上回った課税最低限を設定できたと思っております。

しかも、その後におきまして、毎年毎年消費者物価は上昇をしておりますけれども、その消費者物価の上昇に見合つて課税最低限はどの程度伸ばし得るか、また伸ばさなければならぬかということを検討しながら、ずっとこの十年間やってまいりましたわけでございます。もちろん消費者物価はすつとその間におきましてかなり上昇をいたしましたけれども、課税最低限は一年を除いて、昭和四十八年までございまして、消費者物価が一・七伸びたにつぎまして夫婦子供二人の給与所得者においての課税最低限の上昇八・一％という年を除きますれば、毎年毎年課税最低限の伸びというものは消費者物価の上昇率を上回つてやつてくれたわけでございます。

そういうふうな夫婦子供二人の給与所得者というのを常に頭に置きながらやつてまいりました、そこで昭和四十年代の当初におきましては、金額が違つておりましたから、基礎控除、配偶者控除について幾ばくを設定したらよいのか、扶養控除について幾ばくを設定したらよいのかということで、毎年の控除額なり課税最低限が考えられたわけでございます。

そういう同じような考え方、昭和五十年におきましても消費者物価が一・八％伸びるということでございしますので、そういうものを頭に置きながら課税最低限、それを構成しますところ

の各種の控除は今度は同額にそれぞれなっておりますから、そういうものをどの程度引き上げればこの消費者物価の上昇にも耐え得るかという観点から、それぞれを二万円引き上げるといふことになった次第でございます。

○小林(政)委員 物価上昇率というものの勘案しながらということですが、御承知のとおり、四十八年から四十九年にかけて狂乱物価と言われるような状態がずっと続き、現在も三月段階で対前年比一五％で何とか抑えるという目標だということでございますけれども、しかし、それらも勘案していろいろ見てみますと、四十八年の初めから五十年の一月までに消費者物価はすでに四四・五％も上がっているのです、この二年間で。

(山本幸雄)委員長代理退席、山下(元)委員長代理着席

私はそういう点を考えますと、実際にいまのこの課税最低限と言いますか、人的控除というもので本当に生活費の中に食い込まない課税だということと言えらうか。先ほど基礎控除については、独身の人の場合、いわゆる扶養家族のない場合、人的控除の性格を有するということですし、また配偶者控除、扶養控除についても伺いましたけれども、私は本来やはり生活費には課税するな、生活費に食い込む税金ということはやるべきだということ、これはもう国民的なコンセンサスと言いますか、大部分の、ほとんどと言つても言い過ぎではないと思ひますけれども、国民の総意にまで達しているのではない、このように考えております。

したがって、本当に基礎控除あるいはまた人的控除と言われるこの控除が生活費という問題を十分保障して、そして若干ゆとりのあるところ、このこそ課税最低限という問題が起つてくるのであつて、給与所得控除という問題の中に加えて、そしてこれは四人家族で給与所得者の課税最低限は百八十三万円だと言ふことは、私はこれはなじまないのじやないかと思うのです。給与所得控除というものは、これは何回も耳にたこが

できるほど同じことを聞いておりますけれども、必要経費の概算払いの性格のものであるということが何回もいまで言われておりますね。私はやはり課税最低限と言ふ以上は、生活費には課税しないといふこの限界というものを、給与所得控除を含めた額で計算するのではなくして、これはやはり人的控除、ここにこそ基準を置いて決めていくといふことが当然正しいのではない、このように思ひますけれども、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 いま所得税は生活費に食い込むべきでないといふふうにおつしやいました、私どもはすべての生活費に所得税は食い込んでほしくないといふふうには考えないわけでございます。

現に、その支出しました生活費の高さによりましては、所得税の課税最低限を上回るといふこともあるといふふうにおつております。やはりある程度の生活費、私が先ほど申しましたような標準的な生活費といふものを設定いたしました、そういうものについては所得税が課税にならないように考えるといふことでございます。

したがって、だんだん生活が向上をし、質がよくなつてまいりますれば、恐らくそれに投ぜられておる生活費といふもの的高さと課税最低限の高さといふものは乖離を生じてくる、これもまたやむを得ないといふふうにおつております。

それから、給与所得控除といふものがいわゆる給与所得者の必要経費であるといふふうにおつておられます、まさに私もその要素を含んでおるということ、毎々申し上げたものでございします、したがって、いわゆる課税最低限に給与所得控除の金額を含めるのは論理的ではないではないかといふお考えには同調しがたいのでございします。

と申しますのは、毎々申し上げておりますように、私は、給与所得控除といふのは全部が全部必要経費であると思つておりません。個別に計算をいたしました、それよりはるかに上回つた金額が概括的に与えられておるのが給与所得控除でございます。もちろんそれについては給与所得と

いう要素に着目をいたしましてのいろいろな配慮がそこにあるわけでございます。そういう給与所得控除といふものに、先ほど来御説明をいたしました基礎控除、配偶者控除、扶養控除といふものを組み合わせたものでございします。そういうものとの高さで比べるものでございします。やはり給与所得控除といふものも含めてよろしいし、またそういうもので収入が幾らであるか、その人は所得税がかからないということ、納税者にもわかりやすく理解してもらふという意味から、従来どおりそういう方式をとつておるわけでございます。

○小林(政)委員 所得税はいろいろな種類もございまして、いわゆる給与所得控除といふのは給与生活をしてゐる人たちに對して認めてゐる控除であります、特殊なそういう立場から、標準的な生計費ですか、人的控除によつてカバーしていく、そういうものがいろいろと所得者によつて所得税という構造の中でやられてゐる。さまざまな所得の中で、給与所得者だけに給与所得控除といふこれを含めて限度を示すといふことは、私はこれはやはりちよつとおかしいんじゃないか。やはり人的控除といふのは、給与所得者だけじゃなくてすべての所得税の場合に、事業所得その他も一律に認めてゐるわけですから、私はむしろそこに標準生計費的なものの基準をきつと置いていくべきであつて、給与所得控除を含めて課税最低限といふものを決めていくといふことは、何か課税最低限といふ問題を考える場合には私はむしろなじまないといふふうにおつてゐます。

○中橋政府委員 その問題は結局、給与所得控除といふものが一体どういふ要素から組み立てられておるかといふことによるものと思ひます。私は先ほど来申し上げておりますように、これは単にわれわれが給与を得るために必要な経費だけではない、むしろその要素といふのは、算定をいたしますればそんなに大きくはないと思ひます。むしろ給与所得に伴いますところの租税力の弱さと申

しますか、資産性の所得と勤労性の所得との権衡の問題というものも配慮しますし、あるいは源泉徴収の問題も配慮いたしますし、また肉体の減耗というものも配慮いたしますし、そういったものが渾然一体となって認められておるものだと思います。

よく給与所得者については必要経費が控除されていらないと言われておりますが、これは私は誤解であると思ひますけれども、むしろそう言っておられる方々は、給与所得控除というのは給与収入に伴いますところの当然の控除であるというふうに思っておられまして、必要経費とは全然関係がないと思っておられるところは誤りでございませうけれども、私が申し上げておるそのほかの要素というところについての認識を持っていたければ、恐らく給与所得控除の意義というのでも出てくると思ひますし、またそういう観点に立てば、課税最低限というものを考えますときの消費支出あるいは生計費というようなものを比較する場合におきましては、やはりこういった給与所得控除というのを入れてもよしかるべきものだというふうに思っております。

○小林(政)委員 いまのお話ですと、給与所得者の場合には租税力が弱いとか、あるいはまた他の所得に比べて所得そのものの捕捉が大変きついか、こういうことなども加味されているんだというところですけれども、私は昨年、減税問題がここで取り上げられましたときに、一体給与所得とは何なんだというところで大分この委員会でも論議しました。そういう中で、むしろ要求としては、重役減税などと言われるようなこういう人たちの方から、自分たちの給与所得控除をもっと上げてほしいというような要望が相当強く出たということも新聞などにも報道されていましてけれども、私はむしろそれこそおかしいと思うんですね。ところが、政府はいろいろな理由をつけて青天井ということで、実際には高額所得者にならばなるほど給与所得控除が一段と優遇されるというふうな、実際に額の上で減税が及んでいくというふうなこ

いうやり方をおとりにしたわけですけれども、私は、本年生計費といいますが、それを基準にして、本当にそこまでは人間の最低生活というものをきっちり保障もし、その中には税金は食い込まない、こういう問題を決める基準というのは、こういう非常にいいまいな給与所得控除などというものを加算するのではなくて、むしろ人的控除のところ、本当にさらにそれを上回るところに線を引いていくということこそが非常に大切ではないだろうか。それでは人的控除も実際にこの物価高の中で生活が十分維持できるようにならなければならぬ。現在来ているかどうかということも、これも私は重要な問題だと思ひます。

これは人事院等の、あるいはまたいろいろな学者の人たちなんかも社会保障関係の雑誌とかさまざまなものにもいろいろと書かれておりますし、また総理府の家計調査報告の中にもいろいろ書かれておりますけれども、その中でも、まず東京の十八歳の独身の男子の場合の標準生計費四万四千二百円、これはコロリーが二千八百二十コロリーで、これはこれも非常に低く押えてあると思ひます。もともとこれは昨年の九月の数字ですけれども、一日当たり食料費が五百九十三円六十八銭というんですから、これはずいぶん低いなというふうに思ひます。それからこれを一月に直しますと一万八千六百円、それから住居・光熱費が八千九百三十円、被服費が二千九百六十円、雑費が一万四千二百五十円、総計四万四千二百円、これが一月の東京での十八歳の独身の男子の生活費というふうな言われているわけですから、これは一カ月です。それから機械的に十二を掛けて一年分を出してみますと、五十三万四千四百円になるわけですね。

そうしますと、政府が今度税制改正によつて出しております課税最低限、いわゆる給与所得控除を含めればこれは五十三万を上回る、八十万ということになるわけですから、これから五十万を――五十万が妥当かどうかわかりませんが、一応定額の五十万を給与所得控除として八十万から引けば残り三十万、こういう数字が出てく

るわけですね。私は、この問題は、いま独身の男子の例を一つ出しただけですけれども、いまの標準生計費一日の食費が五百九十三円なんというので、三食本当にどうやって食へるのかと実は思うくらい非常に低い数字で抑えていてすらこのような数字が出てくるといふ点を見れば、先ほど言われた課税最低限あるいは基礎控除、これが果たしてそれに見合った、十分これで生活を保障するということが言えるのかどうか、この点について明確にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中橋政府委員 やはりそういう独身者が給与所得者でございしますれば八十万円までは所得税はかからぬわけでございます。それで、年間八十万円給与収入があるとしたときに、それでは一体、その八十万円という給与を得るためにどれだけの経費をかけておるかということ、それは確かにおっしゃいますように引かなければならないかも知れませんが、実はその五十万円という基礎的な給与所得控除につきまして、そんなにたくさん必要経費がかからぬわけでございます。それはむしろ何かと言へば、先ほど来いろいろ申し上げておるような、勤労性の所得に対する配慮として所得税はかけないということにいたしてありますから、やはりそういうものを含めたものとしていまの数字を御比較願ひたいのでございします。

○小林(政)委員 私は、結果としては、別に税金に色がついてはいるわけじゃないから、この八十万のうち五十万円だけは違ふ貨幣で使えないというものであつたんです、それは融通しなから生活の中に使つていられると思ひますけれども、しかし実際に、少しくだつたというわけでも、十八歳の独身の男子の場合に、驚くほどの安い食費で計算しても四万四千二百円かかる。だとすれば、これに見合つたいわゆる基礎控除、こういうものが必要ではないかということなんです。給与所得控除を入れれば云々ということじゃなく、むしろこれに見合つたところを線を引く、そういう人的控除、こういうものを課税最低限として、標準生計費というものをカバーしていきけるだ

けのところを線を引いていくべきではないだろうか。

これは独身の例ですけれども、四人家族の場合についても私はやはり同じようなことが言えると思ひます。実際に、給与所得者の場合には給与所得控除が入つて計算をされておられますので、これは課税最低限が百八十三万になりますけれども、事業者の場合は四人家族で人的控除は百四万ですね。そうしますと、私、年間収入の五分位階級別の収入支出という総理府の数字も調べてみましたが、これは課税最低限をいわゆる標準生計費としてこの五分位の中で一体どの辺を政府は見ているのですか。第一分位、第二分位というふうに分かれておられますけれども、どの程度のところを見ているのですか。

○中橋政府委員 私どもは、それぞれの家族構成に依りまして課税最低限というののいろいろ組み立てられるわけでございますので、特に第何分位をカバーするというところで考えておりません。ただ、やはり第一分位というふうなところであれば、独身の人たちとか若い夫婦世帯とかいうものがおそらく主要な部分を占めておられますし、漸次家族構成が多くなるにつれて所得者の年齢も高くなつてまいりましょうから、高い分位の方に移るということがございしますから、私どもとすれば、そういう具体的な家族構成によつて課税最低限がどのくらい出てくるというふうなことを考えております。

○小林(政)委員 そうしますと、これは第二分位というところまでひとつ見てみますと、百三十二万九千八百十六円、これが一応消費支出として出てまいります。そうしますと、四人家族の課税最低限でこれを見ますと、給与所得者の場合には百八十三万ですからこれを上回りますけれども、いわゆる事業所得の白色申告をされている方の場合には百四万ですから、はるかに低いところに課税最低限というものが置かれていということが言えると思ひます。

私は東京などの生活保護世帯も調べてみました。大体四人家族でどのくらいのところにも水準を

置いているか。生活保護世帯の場合には、私は常にこのことは早く直さなければいけないというふうに思っておりますけれども、二、三年前までは一般の消費支出の五二%くらいのところの支出しかしていないというふうに言われておりました。きわめて低いところに水準が置かれていて、こういう実態でありますけれども、しかし、今回五十年年度の予算で、一応二三%ですか二三・五%ですか引き上げましたけれども、それでも計算で出てまいりますと、これは四大家族で百二十七万六千五百四十四円です。ですから、真つ黒になつて働いている四大家族の事業所得者のいわゆる課税最低限といふか人的控除の百四万の方が、同じ四大家族の生活保護世帯をはるかに下回るといふような数字が出てまいります。私は、こういうことでもつていいのかどうか。やはりちゃんと生活費非課税の原則を、最低生活費には課税しないという基準を、はっきりと人的控除でもつて押さえて決めていくということが当然じゃないだろうか、このように思いますけれども、ひとつこれは政務次官に御答弁をいただきたいと思ひます。

○森美政府委員 その配慮は十分にしておるつもりでございますが、今後もその点につきまして検討してみたいと思ひます。

○小林(政)委員 ぜひこの点については十分御検討をいただきたいというふうに思ひます。

次に、私は、ただいま事業所得者の白色申告者の立場から課税最低限などいろいろお伺いをいたしてまいりましたけれども、専従者控除が現在三十万から今度四十万円に上がったわけですが、これは何を根拠といふか基準にして上げたのか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 白色の専従者控除につきましては、いわば私どもの立場からすれば、家計と企業とが分離をいたしておりますから、どうしてもそこには普通の企業の給与というのが現出していないというふうに考えざるを得ないのでございします。ただ、そういう場合でありまして、やはり所得税の課税の計算上ある程度の配慮をしよう

というのが白色専従者控除の趣旨でございします。が、そうしましたときに、一つの目安として、は、農家の家族労働報酬が一体どういふようなことになつておるのかというのを私どもはいつも考へております。それによりまして、農家の家族一人当たりの年間労働報酬といふものを農家経済調査などでいろいろ検討いたしまして、大体四十万円という数字がございします。で、今回その数字を基礎にいたしまして、白色専従者の控除を三十万円から四十万円に引き上げようということに御提案申し上げておる次第でございします。

○小林(政)委員 根拠というよりも、農家経済の家族一人当たりというお話でございしますけれども、私は農家も非常に御苦労されていると思ひますが、特に婦人の立場として、婦人の権利といひます。か、婦人の地位の問題として、現在零細な商店あるいはまた小さな下請工場などの自営業者の妻たちが、本当に朝早くから夜遅くまで、それこそ夜九時、十時まで立ち働いている姿を、私も東京の下町で零細な企業が私の地域の周りにもびっしりございします。で、いつも見て、そのことを実はしみじみと痛感しているわけなんです。これはもう長時間労働であると同時に、店員としてお客様にももちろん接しますし、また仕入れもやりますし、資金繰りにも飛び歩くというやうな、まさに家内企業といひます。か、こういう中で、その合間を縫つて家事の問題や子供の世話をやっている。本当に夫と妻とが共同経営という形を一体になつてとつておるというやうな実態を私どもの地域の中でも見ておりますし、非常に痛感しております。しかも所得がこういう零細な業者は非常に低いものですから、非常に先行きの不安などにも悩まされながら、妻が倒れれば休業、夫が倒れれば倒産と言われるやうな中で、いろいろと苦勞しながら辛うじてやつておるというのが現状なんです。

しかも、今度の専従者控除四十万円は、一体これは一時間当たりになると幾らになるとお考えでしょうか。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

○中橋政府委員 白色専従者控除の金額は、先ほども申しましたやうに、純粹に企業として支払います給与といふやうな観点でございまして、いらないわけにございします。小林委員のおっしゃいますやうに、そういう零細なる企業におきましては家族専従者の寄与といふものは、確かに大きいかもしれませんが、そこは残念ながら、やはり所得といひますものは、この前の贈与税のときの御議論でも申し上げましたやうに、何と申しまして企業主の所得になるわけにございします。そこで、企業主の所得といひますものについて所得税をかける場合には、そういった家族専従者の寄与といふものがある程度しんしゃくしようというのがこの制度の趣旨でございします。

そこで、いわば企業と家計とが重複しておる場合につきまして、その企業で得られました所得といふものを、いわば家計に持つていきますときに若干のしんしゃくをするというのがこの制度でございします。それを、先ほど御質問にございしましたやうに、本来の給与と同じやうに扱ふべきであるといふことでございします。やはりそこには企業と家計との明確なる区分といふことをやつていただかないと、その企業で通常の場合に得られる所得から給与といふ形態で家計に持つてまいれないわけにございします。それを実現しますためには、明確に企業と家計といふものを分離しなければなりません。そのためには、現在ございします青色申告といふことでそういう経理を分別していただかないと、いまおっしゃつたやうな一時間当たりの労働に対する報酬と申しますか、あるいは非常に似通つた業種においての報酬といふものの比肩はなかなかできないものでございします。

○小林(政)委員 企業と家計とが区分がしてないとおっしゃるわけですが、ただ、いま自営業者の主婦の労働といふものは、その実態からつかんでみると高く評価してもいいのではないかと、その区分云々の問題はさておきまして、実際に朝から晩まで本当に一緒に仕事しております

ますし、こういう妻の労働といふものを本当にもっと高く評価してもいいのではないかと。これを一時間当たりで計算してみました。そうしますと、大体百円程度なんです。いまパートでも一時間二百五十円ですよ。ですから、夜遅くまで、本当にあすの準備をしたりしながら九時、十時まで立ち働いているこの労働の実態、業者夫人の労働をどう見ているのか、確かに区分云々という、税法の上からはそういういろいろな問題があるのかもしれないけれども、こういう中で働いている奥さんの労働について、その実態を踏まえて税法がどうこの問題を受けとめていったらいいのかといふことは、私はやはり一つの大きな問題だと思ひます。

それだったら青色申告にすれば給与として認められます。こういうふうになつておるわけですが、けれども、ただ、伝票をきちんとそろえ、そして間違いなく申告をしていくという自主申告制度を白色の申告者といへどもとつておるわけですが、確かにきちんと記帳をしていない、帳簿をつけていないといふやうなことだけで、こういう貴重な労働といふものが全く高く評価されない、そこに差が出てくるというやうなことがこのままで果たしてよいのだろうかどうだろうか。この点については今後非常に大きな社会問題になつていくのではないかとこのやうに考えています。

いま実際に社会的な実態といふのは、私、この間も浅草の税務署へ視察に行きましたけれども、業者の夫人であろうと思ひますが、そういう方々が何人か御主人にかわつていろいろと税金の問題で申告に見えておりましたし、あるいはまた、具体的に夫人が家の中の非常にきちやうめんさといひます。か、御主人の方はまっ黒になつて働けど、奥さんの方はその上に家の中の問題も取り締まつてきちやうとやつていくことで、財布なんかみな奥さんが握つておるのですよ。こういう中で、なぜ女といふものがこんな差別にも似た、税法の上では全くべつ視されなければならぬのか。労働の実態といふものがあつながら、社会的

な実態というものは評価すべき問題だというふう
に言われながら、その実態が税法の中には生かさ
れない。私は、このことを今後解決をしていくた
めに、具体的にどのような御努力をされようとし
ているのか、そういう点も含めてぜひお答えをい
ただきたいと思ひます。

○中橋政府委員 いまおっしゃいましたような実
態というものを、私は否定するものではないと思
ひます。まさにだんなさんと奥さんが相ともに共
同して仕事をやられる、しかも、それは、いわば
企業もない、家計もない、もう渾然一体としてや
っておられるのがそのうちの実情であると思ひま
す。そこが実は私も、税金というドライな世界
から割り切ってみますと、余りにもウェットなも
のであるというところに悩みがあるわけでござい
ます。税金の方が一生懸命やっておられる奥さん
の労働を十分に評価しないというよりは、むしろ
だんなさんの方の企業の方で奥さんの労働を十分
評価し、それに対する報酬を出されるというふう
に、そのところをドライに割り切られればこの
問題は解決するわけでございます。

しかもそれをドライに割り切るためには、そん
なに手数は要らないと思ひます。非常にむずかし
い青色申告の制度というものが、最近簡易な帳
簿で認めることもやっておりますし、また現金主
義で記帳をしていただいてもいいということです
から、むしろ税金の方はかなりウェットな面に進
んでおられるのではないかと思ひますから、渾然一
体となっておられる企業と家計、奥さんとだんなさん
の労働というものを、そこを企業サイドからむしろ
割り切っていただければ、おのずとこの問題は解
決をいたしますし、その奥さんの労働に対する評
価というのもそこで十分行えるのではないかと、
むしろ私はそちらの方の御努力を十分やってい
ただきたいのでございます。

○小林(政)委員 労働の実態については局長もお
認めでございますけれども、給与所得控除の五十
万円よりも低いのですね、いわゆる専従者控
除は、そしてまた、あるいはその家の妻がともか

くパートにでも出てしばらく働くという場合に
は、これはもう七十万円までは配偶者控除の対象
になるのですね。なぜこんなに苦勞しながら働い
ている妻の専従者控除については、全く四十万
円こきりであつて配偶者控除も受けられないの
か、そして給与所得控除の最低の五十万円より
低いのか。こういうところに実際には税制の中で
労働の評価という問題、対価という問題がとど
まっているという点は、確かに青色、白色の問題
ともに私は今後いろいろと議論をしなければなら
ないと思ひますけれども、現在こういう点から見
ても不合理ではないか。パートで働く人は七十万
円までは配偶者控除も受けられる。しかし、業者
夫人の場合には四十万円の専従者控除しか受けら
れない。あるいはまた、給与所得者の給与所得控
除の五十万円までもいかに低い額に抑えられて
いる。こういう問題について、本当に労働の実態
というものを事実として認めになるなら、これ
らの問題も含めて私は検討をせしめてほしいとい
うふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 給与所得控除の問題、それから
配偶者控除と白色専従者などの関係というよう
な問題も、実は家計と企業という問題に関連い
たしておるのでございます。

給与所得控除につきましては、先ほど来私は、
それが認められるゆえんは、必要経費というほか
に勤労性の所得という点があるということを示し
上げましたが、さらに、いま御指摘の点につきま
しては、家計と企業という点をあわせてお考え願
いたいのでございます。

独身者が外に働きに行きまして、給与として
らうとときに五十万円の給与所得控除は最低あると
いうことは、その独身者が住んでおりますいわば
家計というものと全然離れた企業から給与を受け
るわけでございます。それから、パートとして奥
さんが外に働きに出る、その場合にも配偶者控除
を受け得るのは、給与収入とすれば二十万円ブラ
ス五十万円の七十万円あるではないかと言ひます
場合にも、それは所得者たる御主人と、そこに住

んでおる奥さんが守っておる家計、そこにその家
計の中における分与、分け与えるということでは
ございませんで、奥さんが外に出ていて所得を
得て、ほかの企業から自分の家計に給与という形
で持ち帰るという場合に、初めて給与所得控除と
いうものがあるわけでございます。

それと違つて、いまの白色の事業者の場合には、
私が先ほど申しますように、企業と家計というの
が完全に重複、渾然一体となつておるわけでござ
います。そういう場合に、いわゆる企業計算であ
る御主人の所得から、今度はまた御主人の家計に
金を持つてまいりますということを擬制しますた
めにはそのままでよろしいわけでございます。し
かし、そこを四十万円というのは、奥さんの白色
専従者という形を借りまして、企業から家計に
持つてまいります場合に課税上の配應として除外
をいたすわけでございます。そこに、本来ならば
企業と家計とは渾然一体となつて分別しがたいも
のについてそういう配應をしておるといふことが
ありますので、ほかの例として挙げられました、
家計と完全に分離しておる企業からパートタイ
マーとして、あるいは普通の給与所得者として
持つてまいります給与についての配應とは、おの
ずと違つたものがあつてしかるべきものだとい
うふうに考えております。

○小林(政)委員 私は、青色申告で給与で落とし
ている事業者もよく知っております。その妻の
場合も、これはやはり白色申告の小さな事業所の
妻と同じに、朝早くから夜遅くまで同じような状
態で働かながら、その合間を見て子供の世話と
かあるいは買い物とか家計の問題を實際にはや
つておる、本当に私、大変だというふうにして
おりますけれども、そういう青、白ということじゃ
なく、小さな事業所の場合の実態というものは、
そんなに大きな違いということじゃなくて、そこ
で働いている家内専従者あるいは妻の労働の状態
というの、帳面を記帳しているからこれは明らか
に家計と企業とが区分されている、そういうた
てまえをとつておりますけれども、白色も青色も、

大変なものだということを強調したいのですよ
ね。
ですから、そういう点から考えますと、やはり
社会的な実態から見ても、当然妻の労働に対する
対価という問題は、今後税制の上でもこれを正當
に評価していく、対価として認めていくという方
向をやはりとつていくべきであらうというふう
に私は思ひますし、当面三十万円を四十万円にさ
れたわけですから、これをさらに今後実態に即して
引き上げていくべきではないかというふうにご考
えいただけますか、この点についていかがでしょ
うか。
○中橋政府委員 繰り返して恐縮でござい
ますけれども、そういう奥さんの労働に対する評
価は、むしろその企業におきましてところでまず
正確にやつていただくというのが、もう解決の唯
一の道であらうと思ひますが、どうしても青色を
おとりいただけない場合の白色の専従者の問題に
つきましては、もちろん今後とも、今日の白色専
従者の金額に固執するわけではございません。いろ
いろな観点から判断をいたさなければなりません
。今回御提案申し上げております四十万円も、
実は一昨年に比べれば倍額に上げるわけでござ
いますし、数年前に比べれば二倍以上に上げるこ
うことでございしますので、こゝに、三年におい
てはかなりの引き上げになつておると思ひます。
しかし、しよせんこれは擬制の擬制ということに
しやすきませんので、やはり青色申告という道
をとつただけならば、これも私は一つの擬制にと
どまると思ひますけれども、税金の上ではかなり
割り切った評価ができるというふうにしており
ます。

○小林(政)委員 もう一点だけ質問して終わりた
いと思ひます。
医療費控除の問題について、一点お伺いをいた
したいと思ひますが、今回の改正は、現行の百万
円を二百万円に最高限度額を引き上げて、足切り
限度の基準を現行の十万から五万に引き上げたわ
けですから、したがって控除の枠という点は非常
に広がつて、これはまあよいことだといふふう

思っておりますけれども、やはりいま低所得の人たちの場合、いわゆる所得百万ぐらいで家族二人ない世帯三人と言われるような人たちの場合には、今回のこの恩典といえますか、改善といえますか、こういうものが何のメリットも実際にはないわけなんです。

私は、本当にこの医療費に対して、税制の中でこれを見ていくということは、一つの福祉の面も含まれているんだらうというふうに思いますけれども、たとえば所得三百万の人が二十万円の医療費がかかった場合などは、いままでは五割の十五万円か十万円の低い方、つまり十万を差し引いて、そのあと残った十万を控除してもらうことができたわけですね。ところが、百万以下の人たちにはそういうメリットというのは一つもないのですね、今後改正されても。私はむしろ、医者に払ってしまつて、実際には自分の所得でないところに所得として課税されるということも、地域の人たちはいろいろと問題にもなっているように思いますが、この問題については、低額の所得の人たちにもこれに見合ったメリットが当然与えられるような措置というものが何らかの形で講じられないのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○中橋政府委員 医療費控除であらゆる医療費についてカバールをするかというところは、本来いわゆる課税最低限でもってかなりカバールしている部分がございますので、異常な医療費の出費がありまして、所得減税要素としてこれを勘案しようというのが今日の医療費控除の制度でございます。先ほど来いろいろ申し上げておりますように、私どもの見方からすれば、今日かなり課税最低限というのが上がつてきておりますから、それでもって賄われる消費支出、その中に含まれる医療費の支出というものもかなりあるわけでございます。通常支払われる金額というものは、やはりこの中で賄つていただくというのが原則でございます。

総理府の家計調査によりまして、大体年間、

いわゆる保健医療費としては三万五千円から四万七千円ぐらゐというのが今日の金額でございますので、まあ大体このぐらゐの金額、しかもこの中には、ちよつとかせを引いた、ちよつとおなかをこわしたというときに薬屋で薬を買つた代金も入っておりますから、実際にこの医療費控除で見るとお金の額というのは大体今日の課税最低限で賄われておりますので、やはり足切りの限度額を引き下げるといたしまして、私どもが御提案申し上げておるような五万円という程度でお考えいただければ、まずまずこの医療費控除制度としての役割りは果たし得るのではないかとこのように考えて、五割または五万円のいずれか低い金額という足切り限度で御審議を願つておるわけでございます。

○小林(政)委員 要望だけしておきます。

私は、せつかくこういうふうに控除枠を広げて、本当に病氣になつた場合の不幸な状態を解決されていくということとはよかつたと思ひますけれども、むしろ三万円あるいは二万五千円というような医療費にも非常に負担を重く感ずるような所得の低い人たちにもこのような恩恵が平等に行き渡るような、たとえば五万円という限度額をもつと下げて、一万円なり二万円にというように形をとるなりして、少所得の人たちに対する配慮という問題を今後ひとつ十分検討してもらいたいというふうに思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。

○上村委員 広沢直樹君。

○広沢委員 私は若干の時間をいただきまして、所得税法の一部改正について御質問申し上げたいと思ひます。

そこで、五十年の税制改正の基本的な考え方について、政務次官にまず最初にお尋ねしたいと思ひますが、特に今日の情勢というのは、いわゆるインフレとかあるいは不況、こういうような状況にありまして、きわめて厳しい社会経済情勢下にあるわけでありまして、国民生活もそういう関係の影響を受けて非常に困窮いたしておるわけ

あります。こういう現状のもとで政府はどういう基本的な考え方である今回の税制改正に取り組んでいるのか、こういうことをまず基本的にお尋ねしたいわけでありまして。

先般、大臣から所得税の一部改正に対する提案理由の説明がありました。この内容並びにその提案された法案を見てみますと、いままでと同じ所要の一部改正をやっているだけ、こういう程度のものなんです。ですから、やはり今日の社会情勢で求められている不公正の是正とか、あるいは不平等を是正していくとか、そういう基本的な社会的要請にこたえられるような税制改正というものがこの五十年の税制改正の基本的な考え方になければならない。確かに、福祉政策的な見地からいってと違つた、控除の金額を倍にしたとかという配慮は少しはなされていくかなという感じはしないでもないのではありませんけれども、しかしながら、今日のいわゆる経済の変動に基づいてこれからのひずみ是正をしていかなければならぬ、それに対する税制の大きな役割りというものがあつたわけでありまして、そういう見地に立つて基本的な考え方を立てていかなければならぬのじゃないか。その点については、今回の改正の中では余り明確に出ていないように思ひますが、その点の基本的な考え方をまず次官にお尋ねしておきたいと思ひます。

○森(美)政府委員 おつしやるとおり、ことしは、いろいろな意味で大変むずかしい問題が多々ございまして、ことに第一の問題は、物価の抑制という大きな課題があり、また四十九年度の大増減税の平年度化という問題、こういった大きな二つの柱を結び合わせまして、今回は大幅な減税ではなしにやつていくというのが基本的な姿勢でございます。

なお、後段のお尋ねの社会的な不公正の問題でございますが、これはたとえば富裕税の問題などにしまして、財産の把握の方法その他について研究はしておりますが、いまだに確たる成果も上がつていない状態でございますが、これも慎重に

検討していかなければならない課題だと考えておるわけでございます。

○広沢委員 そこで、今後の税制改正の基本的な方向といたしまして、いままでのような高度経済成長に基づいて、所得税におきましては超累進税率をとつております関係上、所得がふえていくに比例する税負担がふえていく、したがって税収がふえる、こういう形になるわけでありまして、しかしながら、今日、経済の転換ということが言われておる。その中で、先ほど申し上げましたとおり、不公平の是正あるいは今日の不平等をいかにして是正していくか、こういう社会的要請にこたえていくためには、やはりこれからストックの面にウエートを置いた税制のあり方にしていかなければならないのではないかと。

後に触れていきますけれども、課税最低限の問題にしましても、その他の税の軽減にしましても、いずれにしてもそういう方向に基本的な概念を置いてこれからの税制改正は持つていかなければならぬのじゃないか、そういうふうに思ひます。特に恵まれぬ立場にある者あるいは福祉、そういった面にウエートを置いていかなければならぬというところが今日の社会的要請でありまして、そういう意味から考えても、所得間の格差も大きく開いておるから、もちろんフローの面は是正ということもこれはないがしろにしてはいけない問題であります。それに加えてやはりストック面を今後どう考えていくか、特に低所得層におけるそういう面を配慮した税制改正というものが求められるのではないかと思ひます。その点について当局のお考えを伺いたいと思ひます。

○中橋政府委員 確かに申し上げるに、税制といふものは公平を念にいたさなければなりません。そのためには担税力に即応した課税を行わなければなりませんから、担税力というところになります。所得と財産という税源を十分把握しまして、これに沿つた課税をしなければならぬことは御指摘のとおりでございます。

それで、いわば今日の税制がそういう観点からいろいろ税目を持つておりますけれども、御指摘のように、ストックの面についての課税というのが、いわばフローの課税ということに比べれば、ウェイトはわが国においてもまたよその国においてもかなり少ないことは確かでございます。特に、今日のような事態になれば、ストック面に一層の着眼をしなければならぬということも御指摘のとおりでございます。

ただ今日、なぜそれでは各国ともストックに対する課税というものについてむずかしさを感じているのだろうかということ、今後の私のもの研究課題でございますが、やはりフローという段階になりますれば、何らかの意味において動的な要素がございますので、それを契機としましての課税が端的に行いやすいということはあると思ひます。それを端的に所得の動きでとらえますのか、あるいは収入という動きでとらえますのか、あるいは消費という面でもとらえますのか、それは別といたしまして、何らかの動きがあることは確かでございます。

それからまた、今日われわれがやっております財産に対する課税としての相続税におきまして、相続税というよりはる種ある動きをとらえて課税をいたしております。そういうことから言いますと、一般的にストックに対する課税というのはいわば静的なものでございますので、かなり体制を整えまないと、本来余り動きのない静かな課税対象といえますものを的確に掘り起こして、そして十分これを公平に把握をし、課税をするというところ、私はなお今後非常にわれわれが打開しなければならぬ問題を持つておるのではないかとふいに思ひます。それが今日でもなかなか純然たる静的なストックに対する課税ということに多くを頼り得ない一つの理由ではないかと思ひますけれども、これはなおわれわれの今後の重要な研究課題でございます。

○広沢委員 将来の研究課題だところおっしゃるわけですが、確かに、今日までのように高

度経済成長で、経済成長が実質的にも一〇%を超えている、したがって、それぞれの所得も相当な伸びを示してきた、こういうパターンでやってきたのを、これからは安定経済成長に変えていかなければいけない。そうなりますと、果たして、物価等の関係もありまして、今後いまままでのような大きな所得の伸びが考えられるだろうか。いわゆる財政的に考えても、そういう伸びを基本として財政が組まれてきておりますから、今後財政運営の上におきましても、これは考えていかなければならない問題でありますし、さらに今日の不平等というか、不正というか、不公平といふことが、そういった開きの中に、資産所得者と勤労所得者との開きといったものが出てきて、いろいろな要素から考えてまいりますと、いままではいわゆる給与所得者の所得税の税収の伸びがぐんぐん伸びてきているわけですが、それに求められるかどうかということになると、なかなかいままでのとおりにはいかないということになります。

そうなつてまいりますと、後で触れるわけでありましても、今後の給与所得者のいわゆる税の軽減の問題についても、過去に考えられたようにはいかなくなつてくるのではなからうか。そういうふうには、あらゆる面から考えてここに大きくパターンを変えていかなければならぬということになりますと、一方では、いわゆる給与所得者の減税の要求は、現実におきましても非常に強いわけでありまします。また、将来においてもこれは相当強いものがあるかと思ひます。それはあながち現実には重い云々というよりも、不正の問題もあるかもしれない、あるいはやはりストックの問題を考えた上で重税感というものがあつても考えられる。いずれにしても給与所得者の減税に対する要望というものはまだ強いわけでありまします。それにやはり今後またえていかなければならぬ。これまでの税調答申や政府のあり方を見ておりましたも、課税最低限も相当上がり、免税点も上がつてきているけれども、今日のそういう所得の

伸びに比例して、累進構造でありますから、当然税負担も大きくなつてくるから、やはり毎年毎年減税していかなければならぬという方向で参つておりますし、昨年の税調答申を見ましても、大幅にこれは軽減すべきであるという答申が出てくるわけですね。それに応じて昨年二兆円減税ということで大幅におやになつたんじゃないかと思ひますけれども、では自後このことについては今後どうなるのかという問題になつてまいりますと、先ほど言つたような経済情勢から考えていくと、今はまだこれは将来にとつては疑問が出てくるんじゃないかと思ひます。

そういう観点から、やはりストックに対する課税のあり方というものを今後考えていかなければならぬことになるんじゃないか。先ほど次官も申されておりましたように、富裕税という考え方、それと、低所得の方あるいはストックの少ない方についてはストックができるような、あるいは貯蓄がどんどんできていくようなそういう面を配慮した税制のあり方、課税最低限にしましても、税の軽減にしましても、それができる方向に持つていけばあつたというやうなやり方に持つていかなければならぬと思ひますが、その点についてもう一度御見解を承りたいと思ひます。

○中橋政府委員 わが国が毎年毎年のGNPのかなりの上昇にもかかわらず、まだまだストック面で欧米先進国に劣つておるというところは各方面で言われておるとおりでございます。これをどういうふうなストックをふやそうにしていこうかというふうなことは、もちろん可処分所得がふえればおのずとストックがふえてまいりわけでございますけれども、それでほとんど減税ということによつてこの可処分所得をふやし得るか、あるいは今日までのように、毎年毎年の給与の伸びによつてこれをふやしていけるのかというふうなことになります。おのずと今後の経済成長をどの程度に見るかということにかかつてまいりわけでございますので、私は一概に、これまでのやうな所得税の減税ということをやらないが、な

お増加いたします公経済を賄つていけるとは思ひえないのでございまして、今後の重要な転換問題ではないかと思ひます。今後の重要な転換問題で、さらに今後いわゆる福祉のための財源というものがどの程度、どのようなスピードでふえていくのかどうかという点をあわせて考えますれば、かなり財政面におきましますところのこうした問題についての検討がなされなければならぬと思ひます。

そういう場合には、一つには、やはり税という問題が大きくクローズアップするわけでありましますし、あるいはまた一方、保険負担というものが組上に上がつていけるわけでございます。そのときに、税として一体それでは今後どういふふうなことを考えるのかということになります。一つには、まず今日までのやうな減税が常時行われなければ負担が常に重いというふうに感じるのか、そういうことを公経済に注ぎ込んで福祉をふやしていくのがいいのかという点の判断を、これは納税者としてまずやつてもらわなければならぬと思ひます。

そうしましたときにも、その次には、今日の税制それぞれについてまだまだいまだ詰めていかなければならぬ問題が多々持つておると思ひます。たとえば、所得税制におきましてもかなりの累進構造は持つておりますが、かねがね御指摘のやうな点で、総合課税の実が上がつていないという点もございします。こういう点をだんだんそういう方向に持つてまいらなければならないか。その場合に、もちろん資産性の所得と勤労性の所得とのバランスというものをどういふふうな考え方、あるいはいろいろの点で、先ほどの広沢委員の御指摘の点もここでひとつ考えてみなければならぬと思ひます。

それからその次には、先ほど申されました、端的にストックに対するあるいは財産に対する課税というもののシェアをもう少しふやし得るかどうかという問題、これもいろいろ申し上げましたやうなむずかしさがございしますが、一つの研究課題でございまいしょう。

それから三番目には、所得とかあるいは財産とかというものについて直接に課税をいたします今日の税目のほかに、やはり間接的にそういった担税力に合ったような税目、いわゆる間接税でございませうけれども、そういったものについてなお研究する余地がないのかという点についての検討でございませう。

こういつた三つのことを研究しながら、しかもそれによって賄われる歳出というのが、一体国民全体からそういう負担を背負してまであえて進めるのがいいのかどうかという判断も交えながら、総合的に検討を加えていくのが今日の課題であらうと思ひます。

○広沢委員 その判断につきましては、これはやはり大蔵大臣並びにまた総理に聞いてまいりたいと思ひますので、具体的な問題に入っていくたいと思ひます。

そこで、所得税負担の現状といひますか、それと基本的な方向からまず伺つておきたいのでありますが、いずれにしましても、経済がある程度の成長を続けていく、そういうことが前提に立つて所得税は累進構造を通じてかなりの自然増収が出てくるだろう、こういうことを予測して今日の所得税のあり方というのは考えられておるわけでありませう。そこで、その累進構造によつて相当負担が重くなるということですから、ある程度それを是正するためには減税をやつていかなければいけない。これが今日の考へ方です。税調におきまして、今日の答申は、そういう意味での所得減税ということをやつておるわけでありませう。

そこで、四十六年の税調の長期答申によりませうと、わが国の個人所得が毎年今後一・三・五％程度——ということば、この四十六年は大體個人所得の伸びが前年に比べて一・三・五％程度であつたわけですね。増加するものとして、その場合の所得増収を個人所得増収を用いて推計して、そして自然増収の三分の一相当を仮に減税するとした場合においても、四年間、ということば、四十六

年から四年間でありませうから昭和五十年ですね、ことし大體〇・七％の上昇となる結果になる。ということは、その当時の負担割合が、いろいろな計算の方法がありませうけれども、この税調の推計によりませうと四・六％であつたわけですね。所得税の負担割合ですね。それがこの推計によりませうと、五十年の試算では五・二％になるだろう。これはあくまでも自然増収の三分の一相当を減税に充てるとした場合にこうなつていくだろう、こういう推計になつておるわけでありませう。

そこで、この個人所得に対する所得税負担率をずっと過去にさかのぼつて見てまいりますと、戦前は非常に低いわけでありませうから戦前の話とは別として、戦後におきまして、大體三十年代の二％ないし三％程度から、四十七年あたりから大體五％、四十九年が四・八六％、五十年度予想では四・九二ですから、大體五％といふふうになつてきておるわけでありませう。この点の基本的な考へ方はどういふふうになつておられるのか。大體五％程度といふものをその負担率として考へていくものなのか、あるいはもっとふえるべきだと考へておられるのか、あるいは三十年代のように三％程度の負担にとどめ、そして、それからふえていくものについては減税を考へていこうという考へ方に立つのか、こういつた点をひとつ御説明いたしたいと思ひます。

○中橋政府委員 いま御質問の点は、私はやはり歳出と非常に関連をいたしておる問題だと思ひます。今日、改定作業に入つておると言われております経済社会基本計画におきまして、たとへば五十二年度までに租税及び税外負担において三ポイントふやすといふことが言われておりませうが、やはりその基本になります財政需要といふようなものと関連をいたす必要があるわけでありませう。

ただ、そういうことを一応別にいたしまして、それでは仮に先ほど御指摘のような自然増収の三分の一を今後とも減税に回していく、ということば、ある時代においての一応の機能的な数字として

では出るかもしれませんが、今後、それでは三分の一というのは適當なのかどうかという点は、やはりその時点時点において判断をしなければならぬと思ひます。

それから一方、やはりだんだん所得水準というのは上がつてまいりましたから、いまおっしゃいましたように、たとえば三十年代から四十年代にかけては個人所得の負担率三％台といふものは漸次高まつてまいるといふことは、諸外国の同じものを比べてみましても漸増していつてもしかなるべきであるといふふうにも思ひます。それは、先ほど申しましたような財政の長期的な見通し、一体それがどういふふうなものにどういふふうなスピードで進んでいくかということ、それから所得税が果たす役割が、一体その場合にどの程度占めなければならぬかということ、この負担率といふのは判断をされるものといふふうにも思ひます。

○広沢委員 おっしゃることはわからぬでもありませんが、自然増収に対する減税額の割合の状況を見ますと、いま申された自然増収の大體三分の一相当を仮に減税に充てるとして、いわゆる累進構造をとつておられますから、なだらかに負担が増加していくといふことで、大體、今度発展計画は直してあるのではありませんか、いままでの発展計画の考へ方によつて、ああいう高度経済成長の中でも三％負担がアツプするだろう、そういうなだらかな考へ方であつたわけですね。ですから、今日のこの自然増収に対する減税額の割合を見ますと、四十一年あたりには相当大きな減税をやつておるわけですね、平年度で見ましても、四十九年度も二兆円減税をやつたと言ひますけれども、自然増収の三分の一足らずなんですね。それから四十八年度も二・七・五％ですから、三分の一足らず、こういうふうな状況で、五十年は結局一・五％といふことで、これは非常に低いわけですね。そうすると、こういうことと一遍にあつたから五十年はこれでいいのだという考へ方になるのかもしれませんが、少なくとも五十二年、五十二

年となつていきますと、これは経済の成長の度合いにもよります、あるいは所得の伸びにもよりますけれども、一・三・六％の伸びで仮定してこの税調の試算はなされておるわけでありませうが、実際の伸びはそんな小さいものではなくて、もっと伸びてきていますね。来年の五十一年度にしても、そんな所得の伸びが低いとは考えられないといふことになりませう。こういう基本的な考へ方を見ますと、やはり所得税の減税といふものは今後とも相対的にいかなければならぬといふことが、さうでなければ、いま言つたやうなだらかなといふよりも、累進構造の關係でやはり負担が大きくなつてくることになるのではないかと、こういうふうにも考へられるのですが、その点をどういふふうにも考へられますか。

○中橋政府委員 確かに個人所得が今日のよつた状態に近い伸びを示しますれば、所得税の累進構造からしましてかなり高い弾性値をもつて伸びていくと思ひます。その場合には、もちろんかなり程度の減税は可能だと思ひます。ただ、その場合にも、一体、總體的に財政需要がどうなるのか、他の税目の伸びが一体どういふふうになるのかという点もあわせて考へなければならぬと思ひますけれども、かなり高いといふ個人所得の増加が期待できる場合には、それ相応に累進構造といふものを緩和し得る余地は出てくると思ひます。

○広沢委員 そういふことで、個別な問題はこれから触れていきますけれども、總體的には、やはり所得税の累進構造をとつておる以上は、所得の伸びに応じて所得弾性値は、所得が一伸びれば弾性値は一・五、GNPに対しては二・二くらいですか、倍ぐらにならませう、そういうやうなことでありますから、相当な負担増になつてくるということとは事實なんですよ。だから、所得がふえればそれだけの納税の負担がふえてくるというのは、さういふ累進構造の制度をとつておるのですから當然でありませうけれども、それが余り急激になつていくといふこと自体については、先ほど申し上げ

たような重税感とかいろいろな問題がありますし、税調におきましてもあるいは当局におきましても、そういうことがあるので毎年所得税減税というものは考えましよう、もちろん物価の問題もあります、ということで考えましようということでありますから、そういう体系的な伸びの中で、やっぱりこの所得税の減税というものは考えていかなければならないのじゃないかと思うわけです。

そういうことで、基本的な発展計画のなご示されていないから、これから改定しなければならぬわけですから、余りこの問題ばかりにこだわっているわけにいきませんけれども、少なくともやはりこういう基本的な線を引いた上で負担の増加になっていくのを是正していく、そういう面からの減税も考えていくということではなければならぬと思うわけです。

その次に、課税最低限の問題に触れておきたいわけでありまけれども、この問題についてはいろいろ議論がなされております。そこで、税調の答申を前からずつという読んでみますと、大体的に課税最低限の機能を四つの点を挙げて明確にしている。これは四十一年の税制改正の答申の中に明確に出ています。

まずその一つは、そのときどきの国民生活水準から見て、通常必要とされる生計費に対応する部分を課税外に置くこと。最低生活という言い方もあるでしょうが、だんだんそうではなくて、多少貯蓄ができる、そういう限度まで生計費というものは考えていくべきである。それは当然のことです、そういうことでありますから、通常必要とされる生計費に対する部分を課税外に置く。

それから第二番目には、納税者数を税務行政上処理可能な程度以内に保つ。これが第二番目に考えられておることです。

第三番目には、税率とともに所得税の累進構造を形成し、所得の低い階層の累進度を大きく緩和する。こういう意味で免税点が上がっていくわけですね。

それから四番目には、家族の構成内容、家族数等に応じて税負担の差等を設け、そして応能負担に適合せしめる。こういうふうになっていきます。そこで、税調の長期答申の審査の過程とそれから議論の中で見てみますと、まず第二番目の納税者数を税務行政上処理可能な程度以内に保つ。そこで所得税の納税人員を有業人口の五割程度に縮減することを目的に課税最低限の引き上げをはかるべきではないか、こう言っているのです。それはいま現状はどうなっているか、ひとつ御説明いたしたいですね。

○中樞政府委員 有業人口に対する納税者の割合でございますが、四十八年におきましては六四・五％でありまして、四十九年の見込みでは六三・二％でございます。五十年におきましては六三・四％程度になるものというふうに見込んでおります。

○広沢委員 これは所得全部ですが、給与所得者についてはもっと率が高くなっていると思ひますが、給与所得者の比率でひとつ……

○中樞政府委員 ただいまの給与所得者について申し上げますと、四十八年におきましては給与所得者のうちの納税者数の割合は七八・〇％、これが四十九年におきましては七五・二％、五十年におきましては七五・四％と見込んでおります。

○広沢委員 そこで、いまこの税調の議論の中でも、この答申の中に盛り込まれておりますけれども、四十六年以降の長期答申というのはまだ出ていないわけですね、単年度は検討されておりますけれども、そこで、この問題に触れたところというのは、その後に余りないわけですね。この税調の長期答申の中に、いま申し上げましたように、課税最低限を考へる場合において、いわゆる有業人口の五割程度に縮減することを目的にした方が、いんじやないか、こう出ているわけなんです、これ全体を見ましても、いま局長が答弁なさったように、六〇％台なんです。それから、給与所得者のみにについては七五・六％台、こういうことになっていくわけでありまけれども、この点について当局としてはどの辺にウエイトを置いて考えているのか。この税調が申しているように、五割程度に縮減する方向なのかあるいは五十年度は所得者全部の合計で考えた六三・四％ですか、大體その辺を考へているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○中樞政府委員 いま御指摘のように、有業者の中で納税者が一体どの程度の割合になっているかということをおし上げますと、先ほど示しましたように、わが国では六三・四％でございます。これをアメリカの七三・一％とかイギリスの七九・七％というふうな比較をしてみますと、いわゆる有業者の中での納税者の割合というものは、私にはかなり低いのではないかとこのように考えております。ただ、給与所得者について見ますと、先ほどお答え申し上げましたように、大體七五％前後でございますので、これをたとへばアメリカの七五％から八〇％ぐらいあるいはイギリスの八〇％程度というものと比べてまいりますと、この方は直接税にかなり依存をしております。このままですと相当の水準であると思っております。そこで、先ほど御指摘のように、有業人口の中の納税者の割合を五〇％程度に下げようということでは、今日の問題としてはやや再検討を要するのではないかとこのように私は思っております。たとへばフランスにおきましては、有業人口の中での納税者割合は五〇％をちよつと超えるか、割った程度でございますが、これは申し上げるまでもなくかなり間接税に依存をしております。このままですと、わが国の税制を今日のような体系のままにしておきまして、有業人口の五割程度を納税者とするこはやや問題があるのではないかとこのように思っております。

しかし、給与所得に關します限りはかなりの線にまいってありますから、この程度の目安を頭に置きながら、しかも物価の動向等をしんじやくしながら課税最低限の問題を今後考へていくのが今日としては妥当ではないかというふうに思ひます。

○広沢委員 この税調の答申も、当然、この當時から考へてみますと、直接税の比率というのは非常に高かつたわけですね。決して間接税の比率が高いわけじゃないわけですね。四十六年といいますと、大體六、四か七、三の割合になってきておるはずなんです。その中でやはり課税最低限を考へる場合に、納税人員を有業人口の五割程度に縮減するといふ方向を論議されておることでありまから、それは一応考へてみるべきじゃないだらうかと思うのです。

それからもう一つは、今後、それでは直接税をいまのような形の中心に置いて物を考へていくといふことになれば、いま局長がおっしゃったような、現在のような状況に基準を置いて物を考へるといふことなのか、それともある程度、これはだんだんだんだん税制の改革に基づいて下げていく考へ方であるのか。これが基準なのか、あるいはそれからまだ下げる考へであるのか、この点だけをここで明確にしておいていただきたいのです。

○中樞政府委員 今日の財政制度、税制も含めましてそのまゝの形で推移いたしますれば、いまのおおよそ七五対二五程度の直接税、間接税の比率というものは、やはり直接税にウエイトをかけながらそういうシフトが行われていくのではないかとこのように思ひます。ただ、問題は、そういう財政制度を今後そのままにしていまいるのが可能であるのかどうか。今日予定されておりますような財政硬直化の打開という問題も歳出面でいろいろ行われましようし、またそれに対応しての歳入面の検討というものも行われるわけでございますが、相当財政規模がふえるといひます場合に、一体今日の七五％程度を占めておる直接税というもので、ますますそのウエイトを高めながら、それを賄ふことができるのかというふうになりますれば、やはりその段階になつて一度見直しをする必要があるのではないかと。大きく財政需要を要します場合には、先ほど来御議論のございましたような、所得税のなだらかな上昇というものを前提にいたしますれば、なかなかそんなに多くの財源を

期待するわけにもまいりません。それからまた、経済の安定成長ということも前提にいたしますれば、法人企業からの課税というものもそんなに急激に伸びるわけにはまいりません。そうしましたときに、一体増加する歳出というものをどういうことで賄わなければならないのかという点に立ち至りますれば、やはり私は、間接税という問題については、どうしても一度検討してみなければならぬ時期に達するのではないかとこのように思っております。

○広沢委員　そこで次には、課税最低限のいわゆる生計費の問題でありますけれども、これは先ほどからも議論がございましたけれども、この答申の中には、課税最低限は最低生活費ではなく標準的な生計費に見合った水準に定めるべしとする考え方が強まっているということ、いわゆるその長期答申の指摘した内容というのは「貯蓄のためにゆとりのある合理的な」課税最低限の水準、こういうことになってきているわけでありまして。

そこで、そうなっていますと、今回、課税最低限が百八十三万円になっていますね。まあ四十九年度は大幅にこれが上がってきているわけでありまして、四十九年度のあのような狂乱的な物価の上昇、そういうような消費支出の増大というようなことから考えていきますと、やはりその百八十三万円の課税最低限というものが果たして適切であるかどうかというところは一つの問題であらうかと思うのです。当局はすぐ国際比較をお出しになりますけれども、これはまあ単純にそんなものを比べてみたって何の役にも立たないのでありまして、当然、やはりわが国のいろいろな情勢の中から判断して、その税負担のあり方というものは割り出して考えるべきである。したがって、百八十三万円というのが適正だと考えているのか、あるいは将来、先ほどからいろいろ議論してきましたけれども、まだそういうことで正をしていかなきゃならぬというふうにお考えになつていらつしやるのか、その点はひとつどういうふうなお考えでしょうか。

○中橋政府委員　これもいま御指摘のように、課税最低限の問題は、かなり前の時期におきますざりざりの、いわゆる最低生活費論争のときに比べれば相当ゆとりのある課税最低限を現出し、またそれを伸ばし得たと思っております。したがって、今日の百八十三万円という課税最低限は、私はそんなに低いものではない。今日、私どもの手元にございます家計調査から見ても、私どもは、全部を課税最低限でカバーする必要はないというふうには思っておりますが、かなりの程度カバーしたしております点からも、この水準というのは、そんなにすぐさま直さなければならぬものとは考えておりません。

○広沢委員　そこで、これはちよつと私、資料が古いのでありますけれども、四十七年の総理府の家計調査、これから推計してお伺いしたいと思うのですが、標準家庭の消費支出はそれよりもずっと百九十九万円、その当時の課税最低限は百三十三万円だったわけですね。しかし、標準の支出の月平均の内訳を見ますと、これは総理府の家計調査の統計です、食費が大体三万円。それで、これは標準家庭ですから、一人に直しますと、この当時で言えは、一人一食当たり八十三円になるのです。それから、住居費の考え方はどうなつておるかを見てみますと、その当時で公団住宅に入っている住宅家賃が三万円程度になっているときに、内容はやはり一万一千円、こういうふうになっています。

そういう内容で割り出されてきて、いま言う消費支出が百九十九万円、こうなっているのですが、その中に貯金とか保険とかあるいは月賦の支払いとか、そういうものは含まれていないのです。こういうものを推計して全部合わせますと、四十七年当時ですと、百七十七万円近くになるのです。それから四十八年、そして四十九年のあの異常な物価の上昇と、こう考えてまいりますと、当然、これはいまもう二百万円をはるかに超えているわけですね。まあそれは各組合とかあるいは方々で、いわゆる標準的な消費支出を計算しているのを見てみますと、大体もう二百七、八十万円のと

ころまで、ある程度貯金とかあるいは保険とかいうものを加えて、この税調が言っております、いわゆる貯蓄のためにゆとりのある合理的な課税最低限の水準ということを常識的に判断しますと、そういうことになるわけでありまして。したがって、わが党も今回、課税最低限はその実勢に合せて、いわゆる二百八十万円にしろという要求を出しているわけでありまして。

したがって、これは毎年毎年ただ上げていけばいいというものではないと思つたのですけれども、いまこういう税の中で議論されている課税最低限のあり方、専門家が議論した中においても、最低というよりも、今日の情勢というのはいわゆるあの戦後の生計費に食いついていけるというふうな時代と違つてきてまして、憲法二十五条に言う「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」というものを、厳格に言うかどうかは別問題としても、この税調答申の中でも、多少ゆとりのある、貯蓄もできる、こういう面を考慮していくことになつていくわけですね。そこで、私が当初申し上げたように、ある程度そういう面で金融資産も持っているという体制までは標準的に考えてあげる、そこまではやはり課税対象外に置くという考え方で今後は考えていかなければならぬんじゃないかならうか、こういうふうには思つております。

そうすると、当局の議論といつてもすれ違つたのは、財政の全体の中から割り出して皆さんは考えていらつしやいますから、そういう面でもさきでなかなか行けないんだということをおっしゃる。われわれの方は、この税調の答申の中でも問題になつておりますそれぞれの納税者のいわゆる生計の実態の中から割り出して、こゝでは課税対象外にすべきである、こういうことで申し上げているわけなんです。ですから、当初申し上げたように、この所得税の負担の状況についても、どこまで税負担を直接税の所得税の中で求めていくのか、それをなだらかにしていくのであればこういふことも当然考えられるではないかと私は思つたのです。その点どうなんでしょうか。先ほど百八十三万円

は別に適当だともおつしやらないし、まあまあ財政の中から言えばこの辺じやなからうかなんというふうないまいな答弁をなさつていらつしやるわけですが、その点どうですか。

○中橋政府委員　私は、百八十三万円の課税最低限というのはかなりの水準であると申しましたのは、そもそもの昭和の四十年代の初めにおきまして、あの当時、いわゆる標準生計費というものをカバーして余りある程度の課税最低限にいたしました。それから毎年、消費者物価の上昇率を上回る伸びを示しまして今日に至つたという水準でございますから、かなりの程度であるというふうに申し上げたわけでございます。

それから、いまお示しのように、家計調査の消費支出と比較をしてみまして、それでは一体どのような水準になるのかというの、確かに一つのテストでございます。そういう観点から申しますと、昭和四十年におきましては、家計調査におきますところの消費支出と課税最低限の割合は、もちろん消費支出の方が高いのですけれども、八〇％ぐらいでございます。それが、いまお示しの数字は四十七年でございますから、四十七年の数字をとつてみますと、八七・一％まで上がつておるわけでございます。さらにこれが四十八年には七九・九と一応落ちましたけれども、四十九年、先ほど来速報値が出たものでございまして、それで調べてみますと、消費支出が百七十六万六千円に對しまして、課税最低限はいつもこのおりの金額で百五十七万七千円でございますから、八八・三％に当たるわけでございます。これをさらに五十年に延ばしてみまして、一応私どもの推計で個人消費支出の伸びが一・八・四％でございますから、それでもって延ばしました消費支出の見込みは、九〇・六％に当たるわけでございます。したがって、そういう家計調査におきますところの消費支出との乖離というの、一応かなり縮まつておるわけでございます。

なお、それでは消費支出について差があるので

はないかという御指摘があらうかと思いますが、消費支出は、いわば今日あるがままの消費支出でございす。私は、それを全部課税最低限でカバーする必要はないということをはかて申し上げておるところでございす。しかも、かなり水準が上がつてまいりました消費支出でございまして、その内容を見てみましても、たとえば先ほど広沢委員が御指摘の四十七年の数字で見ましても、いわゆる雑費が五十一万円入つておるわけでございす。その中で一番大きなウエートを占めますのは、教養娯楽費でございすとか、交際費でございすとか、自動車関係費でございすとかいふものが大部分の数字でございす。これが四十八年にもかなり伸びておりますし、四十九年におきましてはさらに伸びておるといふことでございまして、相当程度の高い家計消費がここに反映をいたしておると思ふわけでございす。

しかも、この消費を可能ならしめておりますのは平均世帯人員が三・八人というふうなことになつておりますから、やはりそれとの乖離は今日やむを得ない。しかもその乖離は、先ほど御説明申しましたように、九〇％程度にいまなつてきておるわけでございすので、百八十三万円という水準は今日の所得税の状況から相当の水準である、こう申し上げた次第でございす。

○広沢委員 いずれにしても、これはいろいろなとらえ方や考え方で多少違つてくる向きもあらうかと思ふのですね。

そこで、これは過去に大蔵省は大蔵省メニューをお出しになつて、そんなことがあるかといふことで相当論議になつてしまつたわけですが、それ以後それをお引つ込めになつて、こういう論議をしていられる中でお出しになりません。やはりこれは、総理府の統計とかあるいは人事院のそういう発表になつてゐる数字とか、あるいはそれぞれの組合とか方々でこういうものをとつてゐるものを一応突き合はして、そういう面を議論しておく必要があるのではなからうかと思ふのですよ。いかがでしようか。

マーケットバスケット方式、そんなものはもう考へる必要はない、それはもう凌駕して出てきてゐる。やはり最低食費だけの生計費云々の問題については、これは私も、それを大きく上回つてきてゐることは認めます。それはもう認めないんじやない。だから、マーケットバスケット方式をいまここで出せとは私は言いません。だけれども、いま言うようにゆとりのある生活といふのはどこまで考へるかといふのは、これは議論のあるところだと思ふから、その面に関してはやはり一週間のいろいろな方面から出てゐる資料を出して、大蔵省も大体この辺であるといふところを一遍お出しになつたらいかかと思ふのですよ。でなければ、これは議論がすれ違つて、いつまでたつても議論にならないと思ふのです。その点ひとつ考慮してみたいかがですか。

○中橋政府委員 課税最低限をあらゆる角度からチェックするといふ必要は、もちろん私も痛感を感じておる。先ほどお示しの家計調査あるいは人事院の生計費調査、その他いろいろな数字をもとにいたしまして、今後もいろいろな角度から検討をいたしてみたいと思ひます。

ただその際、十年ぐらゐ前にやりましたように、われわれのところ標準的なマーケットバスケット方式によりますところの家計といふものを設定いたしますことは、あの当時のいろいろな論議も反省もいたしましたし、それから今日の、先ほど来いろいろ御説明申しております課税最低限の水準といふことから申しまして、特にそれをつくつてまでチェックをすることも必要ないのではないかと、いふふうな考へておりますが、なほ今後ともできるだけの資料を集めながら課税最低限の問題は勉強を続けたいと思つております。

○広沢委員 次に、これは一点だけ簡単に伺つておきたいのですが、給与所得控除の問題なんです、これも先ほど論議しておりましたけれども、ただ、この給与所得控除についても税調の答申がいろいろ出ておるわけなんです。いろいろなものがございすけれども、四十六年の長期答申の

中でこれを拾つてみますと、勤務に伴う支出のうち必要経費部分の控除である、それから担税力の弱いことについての配慮である。それ以前にはほかの関係とのにらみ合いとかあるいは源泉徴収という関係で前取りだといふことも考へたとあるいは捕提率の高い云々といふいろいろな問題があるわけだ。

そこで、給与所得控除も年々改正して上げてきておるわけなんです、やはりこの内容が非常に漠然としてあまいんです。私は、いろいろな考へもありますけれども、ここで端的に申し上げたいのは、やはりこれは自主的な、申告も選択的にして認めたらどうかといふことなんです。

今日、御存じのように、確定申告の期限がもう迫つておると思ふのですが、近年、個人所得あるいは給与所得者でも税務署に対して確定申告を出しになる方もだんだんふえてきておる現状にあるわけだ。それは何を意味しておるかといふと、やはり自分たちの主張を正確に認めてほしい、そういう要望もあるわけなんです。よろしいでしようか。

ですから、それをまた給与所得控除とは一体何ぞやといふことになれば、過去の論議のように、非常な線の引くところがむずかしい。ですから、いまいろいろ論議の末、今日の基礎控除を置いて、それからあとは所得に応じての率を掛けて給与所得控除といふ額を決めていくことになつてゐるわけだ。そこで自分が計算して、実際はこれはもう必要経費なんだ、これは当然必要に絡めてかかった経費なんだから、これを超えたと認められ

るものについての申告は認めていく、そういう両方の選択ができる制度といふものを開いてあげることが、まずこれは給与所得者に対する税の配慮のあり方ではないか、こう思ふのです。この問題については、その点だけ伺つておきたいのですが、いかがですか。

○中橋政府委員 給与所得控除は今日の概算控除を一応の基本としながら実額控除を選択制度として認めるべきじやないかという御議論は、確かに一つの方法であると思つております。ただその場合に、その必要性が一体どの程度あるかといふ問題でございまして、一般に言われておりますように、これが必要経費であるのに認めていないと言われている費目は、大体は選択制度の実額控除になりましてもおおよそ認められない性質のものが非常に多いと思ひます。

そうした場合には、いわゆる所得の処分として出さなければならぬものを給与所得控除の実額として引けると思つて出してみ、引けない場合におけるいろいろなトラブルといふものが非常に多く起こることが予想される事態におきましては、かなり高い程度に今日のような概括控除の制度を設けておきまして、むしろそういうトラブルをなくした方がお互いに円滑な納税ができるのじやないかといふのが基本的な考え方でございます。

それから、そういう基本的な考え方のもとになりますのは、もちろんかなり高い給与所得控除といふことが前提になります。今日、たとえばドイツにおきましては、おっしゃいますように、一般的に、概括的に引きます控除と実額控除との選択を認めておりますが、その場合には、かなり低い概括控除と、それを上回る人については選択適用を認めて実額控除をいたしておるのが実情でございす。

そういったしますと、今日の四〇％から一〇％に至ります給与所得控除といふものは、先ほど来申し上げておりますように、実際にそれではそれに当たるものを一々引いてまいりますれば、ほとんどそういう数値を満たさないものではなからうかと思ひます。それを上回つて引けるか引けないかという論議、しかもそれを税務署に提出するについで、そういう説明が一番うまくいった人は引けるし、どうもそれが十分果たせない人にはそういう控除が認められないといふようなおそれがある問題でございすので、私は、今日のような概括的な控除で一般に終始するのがいいと思つておりますけれども、非常にそれを上回るような事態

については、おっしゃるようなことも研究する必要もございまして、なおドイツなりフランスなりのそういう制度の実情というものもあわせながら勉強してみたいと思います。

○広沢委員 前向きに勉強するということですか。いろいろですが、ただ、こういうことを言うのはどうかと思うのですけれども、やはり税というのは自分で納める、取られるというのでなく、納税ですから納めなければならぬわけですね。ですから、やはりそれぞれの自分の意思に基づいて納めるという、こういう基本的な考え方は残しておかなければならぬと思うのです。しかし、この三千万になんともするいわゆる所得納税者、みんなが税務署へ押しかけていつて納税するなんて、これは大変なことですから、い言うように源泉徴収という制度も生まれてきたし、そういうことで包括的に取り扱うことも考えられるのですけれども、やはり基本的な考え方としては、そういうふうな納税はみずから行うんだという形は残しておく、そういう方法でどこでも選択をしてやっていくという姿勢を残しておくということがやはりこれは必要なことになってくるんじゃないか。

いま主税局長がおっしゃるように、確かに計算していけば、最高四〇％ですから、その中では厳密に計算した必要経費がそれ以下の人もあるかもしれない。それはそれでしよう、概算でやっているのですから、これ自体が正確に計算してつくった率じゃないのですから、それは当然です。しかし、自分で計算してそれをほみ出している分については、諸外国でもそういう理論があつて採用している制度もあるわけですから、当然考えていただきたい。これは前向きに検討しましょうというところですから、十分検討していただきたいと思ひます。

それから次に、課税単位の問題について若干伺つておきたいと思うのです。これは課税単位の問題というのは非常に大きな問題であつて、これを変えるとか変えないとかということになります

と、税全体をひっくり返さなければならぬという問題になるかもしれないが、やはり今日までの税制のあり方というものを、経済の大きな変革の中で見直そうということになってまいりますれば、課税単位というものは一逼りこで見直してみることがあるのではないかと、こう思ふのです。

そこで、その課税単位の問題のことですけれども、わが国においては、現行は所得税者単位課税方式をとっているわけですね。アメリカにしてもイギリスにしても、フランスでもドイツでも、先進諸国においては、いわゆる夫婦単位課税方式といひますか、消費単位課税方式ですか、そういう方式をとっているわけなんです。これは御存じのように、先般の問題になりましたいわゆる相続税の關係で、夫婦という關係はどう考えるかという問題で、主税局長もその点についてはそこで盛んに答えておられたように、一体であるという概念に立つていく。確かに民法上ではそれは多少違ひますし、いろいろな面では違ひますけれども、先ほどの課税最低限を考える中のいわゆる配偶者控除の問題についても、妻の貢献度ということを考えていけば、それは同じように考えていくということに変わつてきていますね。それから相続税の關係におきましても、先般の論議の中でも、いま申し上げたように、まあこれは同じだといふ考え方で今度はあつた妻の座優遇という処置をとつていられるわけですね。

ですから、やはり今時においてはわが国においてもそういう考え方がだんだん定着していくんであれば、この所得税者単位課税方式から、いわゆる消費単位課税方式の方に考えを移していくべきではなからうか、そういうときはつづつ来ておるのではないかと、こういうふうな考えるわけなんです。どういふふうな基本的にお考えになつていられるか、まずその点から伺つておきたいと思ひます。

○中橋政府委員 先日来、いろいろ相続税の問題のときに御討議をいただきましたして、私は、配偶者に対する相続の問題で、三分の一の相続分について

ての非課税を御討議いただきました理由として、同じ世帯間における相続でありますとかあるいは財産の維持形成についての配偶者の寄与という問題にあわせまして、夫婦というものの共同生活の意義というものを申し上げました。ただそのときにも、所得なり財産が今日の民法のもとにおきましては夫婦一体として共通のものであるといふのはとり得ないといふことは申し上げたつもりでございます。

ただ、その場合にも、共同生活を営んでおる夫婦の一方が死んだといふときは、ある程度に限りまして、この場合でございまして三分の一という限度でございまして、そのいままでも営んでいた共同生活というものをしばらくそのままの形で凍結するといふことが、夫婦の共同生活の観点から言つてより望ましいのではないかと、このことは申し上げたつもりでございます。

それで、所得税の問題を考えます場合にも、一方の所得が夫婦の共通のものであるという観点からは、まだ今日のわが民法のもとにおいてはとりがたいのでございまして。したがひまして、どうしても、いま御指摘のように、所得を得てきた者、その単位で課税をするか、あるいはもう一歩進みまして、いまお示しのように、世帯と申しますか家計と申しますか、そういう単位で課税をするか、いずれの場合になるわけでございます。

そこで、世帯単位あるいは共通の家計単位で課税をするといふこと、これをかつてわが国においてももしばらくの間やつたことがございまして、そのうしましたときに一番問題は、どうしても合算課税制度といふのが必然的に生じてまいるわけでございます。同じ家計の中に入つておる未婚、子供、それそれが得てくる所得についてこれを合算して課税しなければならぬといふわけでございまして。確かに家計といふものを一つの単位にとり世帯といふものを消費の根拠といたしますれば、それは非常に重要な、所得税としてはむしろそれにふさわしい課税単位であるといふふうな考えられますが、そこにはまた合算に伴ひますいろいろな

フリクションといふものがあるわけでございます。そういうこともわが国としては経験もしましたので、今日のような個別の所得者単位の課税ですつとやつてまいりましたので、おっしゃいますように非常に一つの見方としては有力であり、いま言われたような國々でも合算課税制度といふものをとつておりますけれども、わが国の所得税制を今後考える場合に大きくそういう方向に変更する必要がある場合には、今日までの所得者の単位で課税をしましてもそう不都合はないし、またむしろ一面から言われておりますように、夫婦が共働きをする、あるいは子供も外に出て働くといふたような世帯にとりましては相対的に有利な課税制度でございまして、やはりこれを続けていっていかかといふふうな考えております。

○広沢委員 確かにメリットもあればデメリットもある。これはいかなる方法をとつても多少の問題は出てくると思うのです。しかしながら、そこにはやはり政治的な配慮を加えて、行き過ぎは押さえて、足らざるは補うという政策が必要になつてくるわけですが、やはり相続税の中で——これは所得税の最終的な補完的な税制であると言われている相続税でありますから、あれだけ相続税の中で夫婦間の問題が問題になり、今後は妻の貢献度といふものを最大に考へてこれはもう一つだといふ考え方に立つ。ですから、いままで結婚何年という期限があつたものもゼロにしてしまふ。そういうまた、財産も民法に従つて三分の一を取得した者については青天井で、それは非課税で幾らでも相続できる、税金は一銭もかからないといふような措置を講じたその背景といふものは、財産といふものは夫婦間においては、水平の間にあっては、これはもう税をかけなくていいじゃないか。それはすぐ次の世代に、年代の考え方からいふたら移るかもしれないといふ配慮もあるとおっしゃつたけれども、それと結婚の年数をゼロにしたといふことも理由が立たなくなつてくるわけですから、私もずっと相続税の論議を聞いておまして、それなら当然この所得税におきまして、いま言

うような夫婦の間においてはやはり均分の課税方式というものを考える方向へ行くべきではなからうか。だんだんそういうふうな理論の方にわが国も片寄りつつあるのではなからうか、こう思うわけですよ。

片一方の相続税の方はそういうふうにしてしまつておいて、こちらはそれは違います、税法によつて全部基本的な理念がばらばらであります。なんというのはいまおかしなじやないか。確かにいまおっしゃる通りに、私はメリット、デメリットはあると思いますよ。税調の答申の中なんかに具体的に、たとえばそれを現行制度のまま二分二乗課税方式にした場合どこにメリットがあるかという試算もなされております。

それから共かせぎと、それから夫婦のどちらか一方が所得を得ている場合との違いはどうなるかという問題もあらうかと思うのですが、それはまた政策の上で税率を見直し、あるいは制度を見直し、控除制度のすべてを見直していく中で是正できるわけだ。ですから、基本的な考え方の中にはそういうこともそろそろ考えてもいいのではなからうか、こう思うわけなんです、その点いかがですか。もう一遍お伺いしておきます。

○中樞政府委員 ただいま二分二乗課税を導入してはいかかというお話がございました。確かに税制調査会においても検討せられた時期がございました。ただ、その場合に、私が先ほど申しましたように、二分二乗方式を導入いたしますれば、世帯の所得者の合算課税ということが必然的に相伴うわけでございます。ドイツにおいて夫婦の二分二乗課税が導入せられたのは、まさに夫婦の所得が合算をされるということに対応してとられた制度でございます。したがって、所得者が夫婦その他家計の中におれば常に合算をされるということが前提になるわけでございます。

そうしますと、一番そういうことなしに税負担が大きく変動いたしますのは、夫婦のいずれかが所得者であつて、他の配偶者は全然所得を持っていない人というのが一番大きな変動を受け、また

その変動たるや高所得者ほど大きく減税の恩典に浴するわけでございます。そういうことをしてまで二分二乗方式を導入するのがよろしいのかということになりますれば、私どもはあつたときに否定的な態度をとらざるを得ません、むしろそれが所期しております効果というのは、一つにはだんだん高くなつてまいりました累進構造を改正すれば相当程度果たし得るわけでございますし、また高額のところはどの程度に下げればよろしいのか、中のところはどの程度に下げればよろしいか、という形をとつて税率を緩和するという方策よりも、税率改正を端的に御議論願つた方がよろしいということ、その後御議論をいただきまして、そのような税率改正という問題を提起いたしましたわけでございます。

したがって、二分二乗方式を導入すると、先ほども触れましたように、夫婦で共かせぎをしておられる人がむしろ相対的に不利になる。それから夫婦の一方だけが所得を得ておられる人は非常に大きなメリットを高所得者ほど受ける。そういうことになりますれば、またおのずと、これはアメリカが同じような経過をたどりましたけれども、独身者について、あるいは寡婦になつた場合についてそれ相応の別の税負担、税率表を必要とするわけでございます。そうすると、非常に複雑な税率表をもつてそれぞれの構成に応じて負担をやるということでございます。勢い結果としますれば大きな税率改正をするということにはかならないわけでございますので、二分二乗方式をとるよりは、むしろその必要がございますれば、これまで私どもがお願ひをしてまいりましたような税率改正そのものを御提案をし、御議論をしていただくという方がいいのではないかと思います。

ちなみに、スウェーデンにおきましてもかつて二分二乗方式というのをとつておりました。しかし、やはりそういう問題もございましたのか、最近になりまして、むしろ日本流に所得者の単位で課税をする、特に共働きの多い国柄でございます

するからやつたようでございますので、やはり私どもは二分二乗方式の導入は少なくとも所得税につきましても必要はないのではないかと、うううに考えております。

○広沢委員 御指摘の点は税調の答申の中にも論議されておりますし、私どももよく理解はしていただいております。したがつて、これは先ほど申し上げたような基本的な税の方の中に立つて夫婦間というものをどう考えるのだというこの論議なうんで、二分二乗方式そのものかといふと思つておりません。

それからまた、いま仮に、三分三乗方式なんというものもあるようなんですが、それぞれのやり方はあらうかと思うのですが、仮にそういうことで行われるとしても、控除とか税率の根本的な見直しをやつていく過程において、高所得者には有利になるものは是正できるし、あるいは共働きをされている者についてもそれはそれとしての別の控除方式とか恩恵を設けていけば是正できるわけですね。ですから、やはり私は、税の基本的な一貫性のある体系を考へていく場合においては、相続税において夫婦といふものは一体なんだという議論によつてあつた特別の形が今後とられることになつたということになれば、その前提である所得税におきましても、夫婦といふものはいかに考へて課税をすべきかということを考える必要があるのではないかと、こういうふうに申し上げたかつたわけでありま。

大分時間も経過しましたので、あと残つた御質問を二、三点申し上げて終わりたいと思つておりますが、今度の所得税法の一部改正の中の特別の人的控除、先ほどはいわゆる人的控除の引き上げの問題でお話がありましたから、私は特別人的控除の引き上げの問題についてちよつと申し上げておきたいのです。

いまここに述べられている改正案によりまして、大体四万円控除の引き上げが行われております。障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、老人扶養控除、それぞ

れ四万円ずつ引き上げられておる。この意味も、そういう福祉政策の上に配慮をした、あるいはそういう意味から設けられたこととはわかるのです。ですが、それがたとえば障害者控除で現行の十六万円が二十万円に引き上げられたということにどれだけの効果があるのかと私は考えるわけなんです。

そこで、私は、この福祉政策の上から考えていくならば、これは所得控除ではなくて税額控除をやつてはどうか。その税額控除というのは、実質的にこういう福祉的な見地には税をかけない、税をほとんど軽減しようという見地から考えるべきであつて、税金がかかつてきたものについてそれは全部免税しますというふうな観点から考える。ところが、それが全部それでいいのかといふと、やはり所得の多い少ないというものはありますから、それにはやはりおのずと限定されたものが生まれてこようかと思つたのです。したがつて、そういうことで税額控除といふものを考えるべきではないか、こう思うのですが、その点どうでしょう。

○中樞政府委員 こういった特別人的控除に限らず、すべての人的控除を税額控除で行うべきか所得控除で行うべきかといふことは、確かに基本的な問題でございます。わが国におきましては税額控除にいた時代もございました。おきましては税額控除にいた時代もございました。その一つのメリットは、御指摘のように、税額控除でございますれば相対的に低所得者者に非常に有利になる、高所得者者についてのメリットを制限し得るところだらうと思ひます。

そこで、いま御指摘の障害者控除などの特別人的控除について、これは実は創設いたしました昭和二十六年のときから税額控除でやつてやつてまいりましたけれども、これも一部控除を具体的にやられる納税者にとつては非常にわかりにくいという批判がございました。基礎控除、配偶者控除、扶養控除といふのはその当時から一律に所

得控除でございましたから、課税除外としてこの分は置かれますというときに、いわばその上積みとして特別の経費がかかるからということで、たとえば障害者控除というものを考えましたときに、第一次の段階においてはその金額が考えられなくて、一番最後の納税額の段階で考えられるというところは非常に理解に困難を感じられたようでございます。

それからもう一つ、だんだん所得税の減税をしてまいりますと、同じ何万円という税額控除をしておりましても、その金額は相対的に実は大きくなっていくわけでございます。したがって、毎年毎年減税をしますが、特別人的控除たる税額控除は金額を据え置いているわけでございます。しかし、実質は非常にそのメリットは増大をしております。そのに、受け取る側の人にとっては全然配慮が新しく加えられていないという批判もあつたわけでございます。そこで、簡便に御理解をいただくということ、それから毎年毎年の改正によつてそういう特別の人的控除についてもどの程度配慮をされておられるのかということをはつきりとわからせる意味におきまして、所得控除に四十二年に改めたわけでございます。

したがって、おっしゃいます税額控除でないとその効果が非常に薄いということでございます。そのときそのときにおきます特別人的控除の金額というものを注意深く見守つておれば、おっしゃるような効果はそれぞれの時期に実現できるものと考へて、今日もやはり所得控除のまま金額を引き上げました。四万円という金額は、もちろん厳密に基礎があるわけでございます。一般の人的控除が二万四千元がたつたことが大きく影響をいたしておることは事実でございます。○広沢委員 その経緯はわかりますけれども、いまおっしゃる通りに、今次ここに大きく見出しには「福祉政策等の見地から」というふうな四万円ずつ各控除を上げましたとあります。しかし別にこうという根拠はないんだ、そういうあいまいなものじゃ、これはすつきりしないわけですよ。

やはりこういう老年者控除にいたしましても、これは社会制度の大きなおくれから、当然税制の上でも見ていこうということにもなっているはずなんです。ですから、こういうような特殊な福祉面に対する控除というものについては、税がかつてきたものについて、それを非課税にしてあげる、あるいは税額控除をしていったら明確じゃないかと思うんです。

そういう意味では、やはりいま言うように、今度四万円上がつて控除が二十万円になった、その二十万円を引いた、それだけでどれだけ効果があるか。配慮はしていないとは言いません、配慮はしているんですよ。では三十万円が適当なのか、二十五万円が適当なのか、それがはつきりしないわけでしょう。四万円上げた根拠というものがあまいものであるということになれば、大体毎年二万円ずつ上がつてきているんだが、今回は特別にそういうことだから倍にしました。その意図的なことは、政策的なこととはわかるんだけれども、実態的にどれだけの配慮がなされたのか、本当にわれわれのこういう立場を理解してくれてこれだけのことをやってくれたという、実感として税制の恩典を受けていることを喜んでいくかどうかという問題があるわけですよ。実際にはこういうことで制度がおくれているけれども、税法の方で今度は免除してあげましようという形をとっていく方がはつきりしているんじゃないかと私は思ふんです。が、よろしいでしょうか。

それからその次に「中小所得者の所得税負担を軽減するため、人的控除を次のとおり引上げる。」として、御承知のように基礎控除、配偶者控除、扶養控除を引き上げているわけなんです。これはその引き上げによつて多少免税点が上がりまうから、中小所得者の所得税負担が軽減されているというところはわかるんですけれども、相対的にそれを明確にしていくなために、私はやはり税額控除方式というものを考えるべきではないか、そうした方がこれまたやはり明確になるのではないか、こう思ふわけです。特にこういう緊急的な場合にお

いては、税額控除方式ということによつて税を免除してあげるという形の方が、その効果というものは非常に大きなものがある、こう考えるので、その点をどういふふうに考えているのか、簡単に答えてください。

○中橋政府委員 一般の人的控除につきまして、先ほど来いろいろ課税最低限のレベルの問題として御議論がございました。いわば、たとえば家計調査の消費支出と比べて課税最低限がどうだというふうなときには、私はむしろ所得控除の方が比較しやすいと思います。税額控除であればそれが比較的効果がわかるではないかと言われますが、一面そういう点もございませうけれども、それは数値の問題として税額控除であれば非常に的確な金額が出るかということになります。やはり一般の人的控除を二万円上げる、特別の人的控除を四万円上げると同じような程度に、税額控除で何万円上げると同じことになるわけでございます。その点に關する長短というのは、私はいづれにも軍配を上げることではないのではないかとこのふに考へます。

過去におきますいろいろそういう税額控除、所得控除の変遷がございますから研究問題ではございませうけれども、私ももうそういう観点からむしろ所得控除にずっと統一をしてきました経緯もございませうので、なおしばらくはこういう方向で推移したいというふうな思つておりますが、今後の研究課題としたいと思います。

○広沢委員 相当時間も経過いたしましたので、まだまだこの問題については申し上げたいことはたくさんございませうが、またこの機会に議論したいと思ひます。

そこで、最後にお伺いしておきたいことは、五十年度の税制改正に当たつて、わが党としても、新しく控除制度を設けたらどうかということで大蔵当局に要求を出してあつたので、この二点について申し上げたいと思ふのです。

それは、一つは教育費控除、それからもう一つは住宅家賃控除を設けたらどうかということでは

す。ということでは、これはいまに始まつた問題ではなく、これも四十六年の長期答申の中で論議されていく問題であります。その中で、寒冷地控除だとかあるいは老人扶養控除、これはもう現実に採用されてやっています。そういうふうにして時代の要求に合わせてこの控除というものを考えるべきではないでしょうか。

これは、先ほどの必要経費だとか家計のいろいろな問題とも関連してくるし、特に今日教育費の負担というものは、幼稚園から始まつて大学に至るまで大変なものです。これはもう御存じのとおりです。毎日の新聞をにぎわしているとおりでわかりだと思ひます。

それから、住宅費控除の問題につきましては、先ほど武蔵委員の方からお話がありましたように、住宅を新しく取得する場合については、税額控除として最高三万円ですか、三年間というものは税額を控除してもらつたことになっているのです。これは住宅政策の推進のために設けられたものだ。それから住宅貯蓄控除にしても、いまは家を持てないけれども将来持つという者に対してはそれなりの税の配慮をやつていく。そういうふうにかつて家を将来持つ人はいいんですよ。

一方、住宅政策の中でも、大体的な住宅という中にも家が持てない低所得の方については安い家賃の住宅を提供したりしています。それから公団の住宅にしても賃貸住宅というのもあるわけですから、そういうふうな皆が皆土地つきの家を持つとは限らないわけですから、それらの方にはこういう税額の恩典を与えているのであれば、片方のそういう税額を与えない、アパート住まいだとか賃貸住宅に入っている方とかについてはやはり住宅費控除というものを政策として考へてあげるべきではないだろうか、こう思ふのですが、いかがですか。

○中橋政府委員 教育費控除の問題につきましては、かねてお答えしておりますように、いわば一般の家計で賄われておるものでございまして、それは所得税法上は課税最低限として配慮をいたし

ておるわけでございます。確かに今日の教育費、特に私立学校に子供を出してある家庭におきましての教育費というのは非常にふえておりますが、やはりそれはバラエティーのある問題でございまして、私どもとしては、いわゆる課税最低限の中で相当程度の教育費というのを考えられておるわけでございまして、それ以上のものを特別に教育費控除として配慮することは適当ではないんじゃないかという考えは、依然として持つておるわけでございまして。

それから、住宅取得控除制度を採用いたしましたときに、もちろんそういう議論がございました。あの当時の政策として、持ち家をふやすということから住宅取得控除という制度を設けたわけでございまして、そのときにも、午前中に御議論がございましたように、一応新しい家を取得します標準費ということでの坪当たり十万円という数値が非常にかけ離れておるといことは、結局、家をつくりました人についての所得税からの応援としまして、おのずと限度があるわけでございまして。その限度を考えます場合は、当然一方においては家賃の負担をしておる人があるわけでございまして、そういう人との権衡上おのずと制限を受けざるを得ないという立場から金額の限度を切ったわけでございまして。

それからまた、家賃といひますのはもちろん家計から支出をせられておりまして、これも一般的な程度のものでございましては課税最低限の中に入りますものでございまして、特別に家賃控除というものも所得税で配慮するのは適当でないというふうに考えております。

○広沢委員 そこがおかしいですね。課税最低限のあいだ中へ皆ぶち込んで入っているとおっしゃるのですが、それだったら、結局新しく住宅を求める人も同じことであるので、結局新しく住宅を求めないですか。それから、住宅を建てようと思つて貯蓄をやつておられる方も、ちゃんと課税最低限の中に全部入つてゐるわけですよ。そういう理論になつてしまふわけですね。

ですから、家を持ちたいという者、持ちたくても持てない者という、住宅を求めるのに、二通りの種類があるわけですよ。いま直ちに持てる者については、家を取得した場合については税金をまけてあげましょう。将来持ちたい人には税金をまけてあげましょう。そうして、今日のように持ちたくても持てなくて、こんな開いてきて、結局マイホームの夢が破られて、アパート住まいだとかあるいは賃貸のところに入つておられなければならぬという層だつてたくさんあるわけなんです。それで、その方々は課税最低限の中に入つてゐるからいいですよ、そんな合わない理論というのはいないと思ふのです。矛盾してゐると思ふのです、そんなことを言ひ始めると。

私は当然住宅政策は進めなければいけない、こう思ひます。そのためには、いまの、新しく取得した方に対する税額控除、結構です、私は賛成です。それから将来持ちたいという方に対する財形貯蓄に対する税の配慮、これも結構です。また、それについても現状に合わない、適正でないという指摘もあつたぐらいです。ですから、いまの制度を残していく以上は、当然賃貸住宅で過ぎなければならぬというこちらの方にもやはりその期間だけでも配慮する、あるいは住宅政策がきちつと体制ができるまでは、それは一時的な控除になるのか知りませんが、配慮していくというぐらゐのことは検討していかなければこれは理屈に合いませんよ。そうじゃありませんか。どうでしょう。

○中樞政府委員 住宅取得控除と申しますのは、通常の家賃を上回つて金利負担をしながら家を持つ、それがまた国の持ち家政策に合つておるといふ観点から、所得税法上配慮をするということとございまして、一般のいわば家賃水準を超えてという人の場合を想定いたしておりますので、特別の配慮としていわざういふ金利に対する、かなりの水準の人に配慮をする、こういう制度でございまして。

○広沢委員 その意味はわからぬじゃないのですよ。だけれども、いまの財形貯蓄の問題にしてもそうなんです。金利を負担してやつていこう、それは持ちたい人ですからね、自己資金が少ないわけですから、当然銀行から借りたりほかから借りたりしてやつていくのですから、その負担が大変だろう、住宅政策を進める上でそれをやつていきましよう、こういうことですね。みんながみんなそうしたいわけですから、それはいいかないわけですね。

ですから、そういう住宅政策の中では、低い所得の方にはそれは公営住宅一種、二種を建てて安い家賃にしてあげるからそこに入りなさい。というところは、結局自分の将来の、いまま高い土地を買ひ、高い建築費をかけて家を建てる能力をいまあきらめざるを得ない方なんです。しかし、その方が全然家を持ちたくないかと言へば、そうじゃないと思ふのです。やはり将来においては、できる限りにおいて皆平等に家を持ちたい。ですから、いわゆる住宅政策の一種として税を配慮するのであれば、こういう高い家賃でアパートなり賃貸住宅に入つておられなければならないというような状況にある方々に対しては、控除を考えていくということと検討すべきではないかと思ふのです。

これで終わりますけれども、先ほどからいろいろ議論してまいりまして、とにかく夫婦間の問題にしても、片方では都合のいい説明をなさるけれども、片方にくると、いや、あれが問題だ、これが問題だとすぐ曲げてしまわれる。いまの住宅政策の一端としてということになれば、両方を見ているのかと思つと、片方にはウエイトを置いていけるけれども、片方はしょうがないですよという物の見方をなさる。これはどうも理論的に合わないと思ふのです。もう一遍そういう面で見直し、検討してみるべきじゃないかと思ふのですが、そのことを最後に政務次官にお答えいただいで終わりにしたいと思います。

○森(美)政府委員 広沢委員のお話、ある意味では非常にわかりませんが、ただ問題は、いま所得税の中に教育費の問題あるいは住宅費の問題を入れることについては、そういう見地よりも、むしろ住宅政策あるいは文教政策といったところで行うことが妥当だと私どもは考えておるわけでございまして。

○広沢委員 それでは最後に一言申し上げておきますが、要するにこうやつて話を進めていきますと、先ほどの課税最低限あるいは生計費という問題にはね返つてくるわけです。ですから、先ほど申し上げましたように、大蔵省がそういうお答えをなさるようであるならば、現実はどうなんだというメニューといひますか、マーケットバスケツトの食品のメニューを出せとはいひませんが、いわゆるゆとりのある課税最低限、生計費というのはどうあるべきなんだというのを一遍出してくださいます、それでなければ、何を言つたつてそこに皆話が返つちやうわけですから。その点を要望して終わりにいたします。

○上村委員 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私は、まず冒頭に、大蔵当局にお尋ねしておきたいのですが、相続税法の一部改正の議論のときに、基本的な問題として生存権的な財産について将来検討を加える必要があるというふうないろいろな質問をしたら、あなたの方は、いろいろ抽象的な議論ばかりしておられまして、正確な御答弁がなかつたわけですよ。ところが、同じ問題について大臣がおられるときに質問をしたら、大臣が前向きな答弁をしておられるわけですね。だから、もっと具体的に言つと、ここに大臣がおられなければ議論できないじゃないかということなんです。私が言つのは、大臣がおられるときに同じ質問をすれば、そのことは明確に答へが出るけれども、大臣がおられぬときには、前向きの答弁どころかたまた時間かせぎの答弁でおしまひ。それでは何のためにこの大蔵委員会を議論しているのか私たちがわからないわけですよ。大臣がおられぬというところは、少なくともおられる人が責任を持つて答弁するということではなければならぬはずですよ。非常に不愉快ですよ、こういうやり方は。正

確に答弁してください。答弁できますか。

○中樞府委員 相統税の御議論のときに、いわば物理的に課税最低限のようなものを考えてはどうかという御議論がありました。それに対してはどうか、松浦委員からお尋ねがございました。私に答えましたことを、同じようにまた別の機会にも答えました。一部新聞報道では、確かに非常に大きく取り上げられて、あたかも課税最低限をそういう方向でとるということについて検討を約したというふうに伝えられておりますけれども、それはそういう趣旨ではございません。前に松浦委員にお答えをしましたように、課税最低限を考へます場合には、そういうある程度の物的なものもチェックの資料としては考へますけれども、それで表現することはなかなかむずかしいというところで、同じようにお答えをいたしております。

○松浦(利)委員 私は内容を聞いておるんじやないのです。大臣がおつたときは正確に答へられないけれども、大臣がおらぬときは答へられない。大蔵大臣が正確に答弁しておるわけだから、だから逆に言う、大蔵大臣がここにおらなければ審議できないじやないか。日切税法案から野党の方も協力して審議にに応じておるでしょう。法案の技術的な問題にやないのです。私たちが税の基本に触れて議論しておるはずなんです。この法案だけの問題じゃなくて、五十一年度のことも考へて議論をするわけでしょう。その中には当然政策が入ってくるわけでしょう。そういう政策についての確な答弁ができないじやないですか。そのことを私は指摘しておるのです。必ず答弁できると約束できますか。ここで前段として、大臣がおらなくても明確に答へられる、その約束を得た上で私はこれからの質問に入ります。

○中樞府委員 もちろん大臣の答弁に私はかわることはできませんけれども、大臣がおられようとおられまいと、私としては的確に答へをいたします。

○松浦(利)委員 それでは的確に答へてくださいね。

第一点は、守秘義務についてお尋ねをいたします。新聞の報ずるところによると、田中前総理の追徴金が一億三千万と当初言われておつたですね。ところが、最近五億円だといううわさが流れておるのです。これは国税庁なりあるいは大蔵省筋からすので、そういう情報を流したのであるか。

○磯辺政府委員 国税庁、大蔵省ももちろんでありますけれども、われわれの方からその数字を出したもので決してありません。

○松浦(利)委員 それでは、田中前総理のものについて発表するという意思はあるのですか。

○磯辺政府委員 調査の結果の数字について発表するということはお許し願いたいと思つております。

○松浦(利)委員 結果の数字については発表しないというところで、実際に、それではなぜそういう状態になったかという点についても発表しないということでしょう。

○磯辺政府委員 国会の方から御要請がありまして、調査が一応全部われわれの手で終了いたしました事実を御報告するということはあろうかと思ひますけれども、その内容がどういった内容であり、それからまた、どういった数字になったかということを発表するということは、私どもはお許し願いたいと思つております。

○松浦(利)委員 脱税じやないわけですか。調査した結果、これは脱税じやないのですか。

○磯辺政府委員 脱税という言葉は、非常にまたむずかしい言葉であります。当初申告いたしました税額と国税当局で調査いたしました税額との差が、すべてこれは脱税につながるというふうに言へば、差があるということであれば、これはきわめて広い意味においていわゆる脱税ということになるかもしれませんけれども、通常私たちが脱税と言ひますのは、法人税法で罰則の対象になる、つまり仮装隠蔽等によつて不正に納めるべき税額を免れた場合、こういう場合で検査庁に対して告発する、そういう場合に狭義の脱税という言葉を使つておりますけれども、脱税と言つた場合には、普通私たちがそういう問題に限定して考へております。

○松浦(利)委員 いまの話を聞いておますと、いま三月十五日、確定申告でしょう。中小零細企業は厳しい税務署のチェックを受けて計算をして申告をしておる。ところが、田中総理のやつは結局そんなことはしなかつたわけですね。通常行つておる税務署の手続による申告といったことはやらなかつた。逆に言う税務署が怠慢だつた、こういうことですか。

○磯辺政府委員 御承知のように、現在の確定申告の処理に当たりましては、昨年から納税者が各自計算されたその所得額を申告していただきまして、税務署の方としてはそれをそのまま受け取りまして、事後の処理において、事後の調査をする必要があると思はれた対象者について調査をするというやり方をとつております。その前に、おきましては、先生御指摘のように、一応事前にある程度の調査をサンプル的にいたしまして、それによつて納税者の方が申告書をお出しになつた場合に、一般の水準から見ても非常に低いのではないでしようかと、あるいはあなたについては事前で調査をして、こういう数字になつておるかどうかと、あるいはあなたについてはこういう数字がありましかつても、それは的確にこの所得の申告の中に反映されておますかといつたようになつたというのが事実でございます。

ただ、この場合におきまして、そういう申告指導をいたします対象者というのは、営業もしくは庶業、われわれの言葉で言う営業業者あるいは大きな譲渡事業のあつたその他所得のあるような人々を中心としてやつておまして、もっぱら職費であるとかあるいは給与であるとか配当であるとか、そういうふうな所得だけの方については、事前にそういう申告についてのいろいろな指導をするということはやつていなかったわけでありまして、

それでは、田中角榮さんについて實際にいままで税務署としてはずさんであつたのではないかということをお尋ねになつたわけでありまして、今回の調査によつて、それだけ当初申告額とそれから今回の国税当局の綿密な調査によつて得た所得との間に差額が出てきたという事実をもつてすれば、確かにいままで国税当局というのはいさゝか手ぬるい処理しかしてゐなかつたというおしかりを受けてもいたし方ないと思つております。やはり数多い納税者の中には、いろいろと意識的に脱税をされるあるいは過少申告されるということではないけれども、税法上の解釈の違いあるいは計算違いであるとか評価の違い、そういうことによつて、御本人の申告額と税務当局の調査いたしました調査額との間に差額が出てくるという例があるということとは認めざるを得ないと思つております。

○松浦(利)委員 次長にお尋ねしますが、高額所得者については非常に多まるといふことではないのですか。所得の少ない者については非常に厳しいけれども、高額所得者についてははきわめて緩やかであるといふことの裏返し、いま田中前総理の問題にあらわれておるのじやないですか。そういうふうには思われませんか。

○磯辺政府委員 私としてはむしろ逆ではないかと思つております。たまたまこのたびは田中角榮氏のことが問題になりましたけれども、税務署の方で調査いたしますときには、各税務署の中で営業業者について、われわれが言うところの高額所得者、これは所得額が一定の額以上の方を言つておりますけれども、そういう高額所得者について、その事後調査をやつておまして、その高額所得者と言はれる人以下の人についてはほとんど事後の調査をやつていない、いわば申告を是認しているといふのが実態でございます。

○松浦(利)委員 所得の少ない人は税務署で初めから調べますからね。現に私も申告してきた一人ですけれども、行つてみたらずらつと並んでどんどんチェックするのですよ。だから、もうそういう

う必要がないのですよ。

問題は、私はこれからの税務行政のあり方だと思ふのです。こういうことがありまうと徴税に対する国民の忌避反応というのが出てくるのです。何だ、金持ちばかり優遇して、こうなるわけでしょう。そのことは決定的なマイナスになるのです。だから今度の問題は、そういう意味では脱税だとかいうことは次長さんは言っておられないけれども、田中前総理が仮に追徴金としてこれだけの金額を納めるといふようなことになつた場合に、一般の国民に与える影響というのはどういうふうに思つておられますか。このことが一般国民に与える影響は非常に大きなものがあると思ふのです。その点について、森政務次官あるいは次長でも結構です、どう思われますか。

○磯辺政府委員 私たちは、今回、田中角榮氏並びにその関連企業につきまして、これほど大々的にもう一度見直し調査をしなければならなかつた。その結果、その内容は特に先ほど申しましたような脱税という定義に当てはまるような問題ではなかつたにしろ、当初申告額とこのたび調査によつて得た調査額との間に差があつたということ、そのことについてははなはだ遺憾に思つております。ですから、私たちとしては、こういったことを機会に、今後のわれわれの税務調査のやり方、それからいろいろと対象者の選定といったことについては十分考へていきたいと思つております。

○松浦(利)委員 そのことはいいのですが、このことが与える影響はどれくらいあるというふうに見ておられますかと言ふのです。国民に対してこのことが決定的な問題点になつておると思ふ、徴税に対する信用を失墜させておるわけですから。私はそう思ふのです。そういうふうにはお考えになりませんかと言ふのです。前向きであることはいいですよ。このことが与える影響です。

○磯辺政府委員 やはり納税者の方はいろいろなお気持ちを持つてこの問題をながめておられると

思ひます。それからまた、いろいろなお考えを持つておられると思ひます。しかし、同時にまた、私たちの今後の仕事の進め方というものについても、これは非常にプラスになつておるところでありますので、もし国民あるいは納税者の方に、そういった税務に対する不信とかあるいは納税意欲に對して悪い影響があつたと思へば、私たちのこのたびの処理並びに今後の税務行政のやり方を通してそういったことのないように努めてまいりたいと思つております。

○松浦(利)委員 それから、これはいま調査中の事件でまだ最終的にこの大蔵委員会でもやる内容のものではありませんけれども、実は大阪の阪本紡績の土地贈本を取り寄せたのです。その中に国税庁が、昭和四十九年十月二十八日受け付けで、債権者は大蔵省で参加差し押さへておるわけですね。これはどういふ内容ですか、こう聞きをしたら、それは守秘義務で言うことはできませんという事だつたのです。それは守秘義務で言えないわけでしょう。

○磯辺政府委員 やはり納税者の方の財産を差し押さへるといふような場合には、どういった滞納があるかとか、あるいはどういった財産を押さへてあるかとか、非常に突つ込んだ深刻な問題に發展することにもなりますし、いろいろとこの阪本紡の資産内容あるいは滞納の状況、そういったことに触れる問題でありますので、先生から御照会のあつたときには、当該関係局の方で御返事するのを御容赦願つたものと思つております。

○松浦(利)委員 田中総理の場合も守秘義務で内容は発表できない。阪本紡績も同じ。

そこで、これは前に塚田委員も質問したのでありますが、例の太平洋テレビの清水さんの問題ですね。これは三十五年九月から三十六年の八月、脱税容疑で調査をして、三十七年の四月十七日に東京地検へ告発いたしましたね。そうしたら東京地検は、外国為替管理法違反で起訴をした。そして、法人税法違反事件というのは実は起訴対象にならなかつたのです。そういう経過は御承知ですか。

○磯辺政府委員 いわゆる太平洋テレビ事件の問題でありますけれども、太平洋テレビ株式会社に關しまして、昭和三十七年四月十七日に東京国税局で法人税法違反嫌疑事件として強制調査に着手したという事は事実でございます。それからその後、東京地検に三十九年の二月二十六日に告発いたしました。同年九月十六日に起訴になつております。そこは事実でございますが、ただいま先生おっしゃいましたけれども、これは法人税法の違反嫌疑事件として起訴になつたと承知いたしております。

○松浦(利)委員 それで、三十九年の二月四日には実は外国為替管理法違反で判決があつたのです。調査を始めたのは三十七年四月十七日ですよ。調査を始めたのは三十七年四月十七日ですよ。法人税法違反で東京国税局が調べに入つたのはいいですか。そして、実際に東京地検の方に對してもすでにその事実は知らされておる。ところが、実際に調べてみたが、法人税法違反については起訴しておらぬわけですよ。そして、三十九年二月四日、東京地裁で判決があつた途端に、三十九年の二月二十六日に国税庁がその脱税内容を公表したでしよう。こういう事実があるということと新聞社に発表したのです。公表したわけですよ。国税庁がわざわざ、これは東京国税局ですけれども、そしてそのために、清水さんという人は、外国のフィルムを入れて国内で代理業務をしておる人だつたのです。そのことが契機となつて完全に信用を失墜してしまひましたね。

結果的にこの人は、四十六年の十二月二十一日東京地裁、四十九年三月二十九日東京高裁、いずれも無罪ですよ。法人税脱税の事実なしと。ところが、この人は二百四十三条あるいは百六十三条の守秘義務というものが完全に陳外されたわけですね。逆に言うと、国税庁がみずから新聞社に発表したわけだ。英字新聞にまで発表した。このことと田中総理との関係はどうなんですか。

権力を握つた者に対しては守秘義務で守られるのです。権力を持つておらない清水さんとの

いう人は、あの法人税法違反については起訴されなかつた、無罪になつた。しかし、実際に外為法違反で判決があつたその直後にばつと発表する。これが平等だと思ひますか、守秘義務について。しかもこの人は決定的にダメージを受けているのです。もう社会復帰ができない。どう思われますか。あたりまえだと思ひますか。田中総理の方は守秘義務、あるいは阪本紡は守秘義務、清水さんの方はわざわざ告発する、内容をわざわざ新聞記者を集めて発表する、明らかにこれは不公平だと私は思ひます。こういうことについてどう思われますか。

○磯辺政府委員 若干この太平洋テレビ事件の関連の事実を申し上げたいと思ひます。

先生御指摘のように、株式会社太平洋テレビにつきましては、法人税法違反の嫌疑がございまして、国税犯則取締法の規定によりまして裁判所の令状を交付してもらひ、国税犯則取締法に基づく法人税法違反嫌疑事件として昭和三十七年四月十七日東京国税局査察部の方でこの事件に着手いたしました。その後、昭和三十九年二月二十六日に、東京地方検察庁特捜部の方に對しましてこの事件を法人税法違反嫌疑として告発いたしました。同年九月十六日に起訴になり刑事裁判として裁判が行われたわけでありまうけれども、四十六年十二月二十一日に、法人税法につきましては無罪の判決があり、同時に、控訴審におきましても、四十九年、つまり昨年の三月二十九日に無罪の判決があつて確定したわけでありまう。東京国税局の方で着手いたしましたのは、外為法といった関係ではございませんで、法人税法プロパーの問題として事件に着手したわけでありまう。

ただ一般の課税問題とこの査察事件と違ひますことは、御承知のように、査察事件といひますのは、法人税法の規定による調査ではございませんで、一種の犯罪捜査をいたしまして、国税犯則取締法の規定によつて捜査をするわけでありまう。御承知のように、国税犯則取締法、これは質問、検査、領置の任意調査の権限規定、それから第二

条におきましては臨検、捜索、差押の規定が与えられております。そういった意味におきまして、国犯法による調査というものは準司法的な処分であると言われておまして、これは告発並びに刑事訴追を前提とした調査でございます。

したがって、一斉に査察官が関係方面あるいはある時間を期して本社に立ち入って強制捜査をするというふうなことで、どうしてもこれは世間の目にとらえられ、また新聞社等もこの問題については取材活動が活発になるといふことがございまして、そういった査察事件については、対外的に国税当局の方から積極的に発表するということがはしないまでも、これはどうしてもそういう事実があったということがあるわけでは、対外的にかなり知られるということがあつてございまして。その場合に、新聞記者並びに報道関係者が参りまして、一体どういった事件だといふような質問が必ずございまして、これはたまたま悪うございませうけれども、たとえば警察当局が一定の会社に対して強制捜査をするとか、あるいはある人を逮捕するといったような場合に、その事実がわりあいに新聞の社会面で報道されますように、この国税の査察事件についてもわりあいに報道機関を通じてその事実が新聞紙上に載る、ニュース面に載るということも事実であります。

ただ、そういった場合におきましても、私たちは、やはり積極的にこちらの方から細かい事実を発表するとか、あるいは本人の名譽を傷つけたり今後の営業にいろいろ妨害になるといったようなことのないように、その取材に応じる態度については十分気をつけて応接するにというところは、かねがね注意しているところでありまして、けれども、この太平洋テレビ事件につきましては、いろいろとむずかしい問題がございまして、これはもうすでに発表になったことでございまして、これはもう上げてもいいと思ひますけれども、御本人が三十七年四月十七日に東京地検に身柄を逮捕されたいったようなことで、かなり世の中を騒がした事件でございまして、そういったことで、普通の査察

事件以上に世の中で騒がれた事件であるというふうに考へております。

○松浦(利)委員 それでは田中総理の問題はどうなんでしょうか。田中総理の問題も大変世間を騒がしたわけでしょう。私は、結果だからもうとやかく言うつもりはないが、なぜそれを言つておるかという、守秘義務というのは、結果的に世間を騒がしたから、だからこそ守秘義務があるのではありません。東京地検に告発したから、あるいは特捜部が起訴したから、だからどうだったか、私は状況は活動をしていったのでしよう。だからそれが出たのでしよう。その当時どうだったか、私は状況はわかりません。しかし、片一方では守秘義務が守られなかったケースとしてこれがあることは事実なんです。しかも、完全に世の中から葬り去られているわけでは、この人はもう立ち直れない。ところが、片一方では、守秘義務守秘義務ということで完全に保護され、ガードがかたたくて保護されるのでしよう。明らかにこれは政治的に見て問題がある。不平等ではありませんか。そのことを私は一つのテーマとしていま指摘してをしておるのです。この点についてどう思われますか。このことは森政務次官でもいいと思つたのです。政治家としてどう思われますか。

○森(美)政府委員 太平洋テレビの問題は、私詳しく知らないわけではございますが、やはり守秘義務というのは、権力のあるために守られるということとは私はないと信じております。ただ、先ほどお話のございました、そのことによつて世の中に徴税についていろいろ疑問点が出てくるだろうという点については、私もまことに遺憾なことだと考へております。

○松浦(利)委員 いま言ったように、徴税の事務そのもの、あるいは守秘義務についても、現実におのづから不正、不平等が結果的に起こつてきておるのですね。それはいろいろ国税庁の方は理屈はあると思う。しかし、単純に国民が受け取った場合には、そういう形があらわれてきておるじゃないかという不満があるのですね。

そこで、今度は局長にお尋ねをいたしておきますが、一体、いま税制の中に不正な税制と思われものが存在すると思つておられますか。

○中橋政府委員 現在、所得税制の中で、基本はもちろん総合課税が原則でございまして、いろいろ特別措置としてこの原則を外れたものがございます。これはまたそれぞれ政策目的を持つてやつておる理由がございまして、所得税本来の姿から言へば、公正さを欠くという点ではやはりそういう批判は免れがたいと思ひます。この点はまた法人税につきましても同様でございまして、特別措置をいろいろやつております。またそれについては、それが果たす役割りというのがあるわけでは、それが果たす役割りというのがあるわけでは、それが一面から申せば、本来の原則から言へば、やはり負担の公平を損なうという批判も免れがたいといふふうに考へております。

○松浦(利)委員 もう端的に言へば、不公平なもの、不公平なものがあるといふことは、局長自身も認めておられる。

それでは、そういうものをなくすようにしていかねばならぬですね。そうしなければ、国民がやはり納税意欲というものを——もちろん納税することに意欲のある人はないでしようけれども、平等でないといふことはあまり喜ばないですね。だから、それをなくしていつてもらわなければ、私はいつまでたつたつて国民の不平というものはなくならないと思つておる。というところは、不正をなくさなければいかぬといふことで、その点はどうですか。不公平な税制はなくなければいかぬ、こういうことじゃないですか。

○中橋政府委員 公正を欠いておるという程度と、それから公正を欠きながらも果たさなければならぬという政策の効果と、その判断であらうと思ひます。原則として所得税は公正さを一番信条といたしておる税制でございまして、できるだけそういうものは排除しなければならぬ。たとえば貯蓄を推進するといふ政策をとらうとするときに、どうしてもまず税金面

からのいろいろな配慮というものが要請されるわけでございます。それなしに、もう単純に、一般的な控除と一般的な税率とであればそれでよろしいかといふことでございまして、やはりそこ結果たさなければならぬ。また別の要請があります。したがって私どもは、その要請と公正さを損なう程度というのを常々判断しながら、所得税の持つ公正さを維持し、納税者が所得税に対する信頼を失わないようにしなければならぬと思つておる次第でございまして。

○松浦(利)委員 磯辺次長さんは、確定申告の時期でお忙しいでしょうからもう結構です。また改めてしますから、どうぞ。

それで、これは数字的に若干正確ではないかもしれませんが、配当所得課税の最低限が三百八十四万円にアップになりましたね。これが仮にサラリーマンであつた場合には幾ら税金がかかりますか。

○中橋政府委員 配当だけの所得者について所得税がかからない限度額は、五十年分につきましては、九の数字で申しまして四百五十万円でございます。それで、仮にそれが給与収入であるとした場合には、いずれも夫婦子供二人の場合でございまして、所得税は十九万一千円かかるというふうになります。

○松浦(利)委員 いま言われたとおり、不公平だといふふうには思われませんか。同じ四人家族で、片一方は四百五十万円まで税金がかからない。ところが一方、額に汗して働く勤労国民の側は十九万一千円の税金を払うわけでは、同じ所得です。片一方は働いて得た所得です。片一方は働かず配当だけで得た所得です。あなた自身、不公平だと思われないのですか。局長は不公平だとは思ひませんか。あたりまえだといふふうには思ひませんか。あたりまえならあたりまえで結構なんです。どう思われますか。

○中橋政府委員 この問題は法人税の問題と関連するわけでは、(松浦(利)委員)「いや、理屈はいいですよ」と呼ぶ)そういうことを前

る考え方でございまして、この法人税の二百二十万円を個人の段階で調整しなければならないと

いう方向が出てきていいんじゃないですか。出てこなければおかしいんじゃないですか。その点どうですか。

して大きな不公平を生み出しておるのですよ。これが私は税調に出された四十七年の結果だと思ふのですがね。こういうことに対して国民が非常

かということですが。

○中橋政府委員 いまお示しの四十七年の負担率

なるものを、いわゆる土地の譲渡所得を除いたもので見てみますと、おっしゃるほどのものではございません。たとえば言われております数字、一番上の階層が一九・五％にとまっておりますじやないかというところは、土地の譲渡所得を除けば五二・二％ということで、一番低い階層、二百万円以下の所得階層が四・九％に對しまして、これは相當の所得税の累進構造をあらわしておるわけでございます。その上に加えて、今度土地の譲渡所得の課税の改正を行います、これは本則でございすれば土地の譲渡益の二分の一を総合するというところでございします。二分の一といひますのは長期のものを考える原則でございしますが、今回御提案申し上げておるのは四分の三を総合するというところでございしますから、この率というのがもつと累進構造を高めることになるわけでございます。

○松浦(利)委員 もう時間が五時半になりますので、きょうはそのことで余り数字的な議論を私はしたくないですから、この問題では改めてさせていただきます。

そこで、税負担の配分における公平の原則というのがありますね。一つは、所得の額に應じた垂直の公平ですね。これは累進課税の原則ですね。もう一つは、所得の種類に應じた水平的な公平。同一所得に對しては同一の課税をするという水平的な公平。この垂直的な公平と水平的な公平が保たれておらないところに、今日の国民の税に對する不満がうっせきしておると私は思うのですよ。それに早く手をつけないと、国民の国税庁に對する信用といひますか、そういうものはますます遠のくし、税は取られるもの、こういう意識になつてしまふと私は思うのです。ですから、納めただけ損だ、いかにして脱税するか、うまくやつたやつは得だというふうなものには私は發展をしてきていると思うのですよ。

この際、大蔵大臣がおられませんかから政務次官にお尋ねをしておきますが、そういう公平の原則、垂直の公平、水平的公平というものについて

正確に洗い直しをしてみる、国民の要望にこたえるということ、これを明確に断言していただけますか。

○森美(義)政府委員 この点につきましては、当然私も前向きに検討しなければならぬと考えております。

○松浦(利)委員 大蔵大臣がおるとそんな答えになるでしょうかね。

○森美(義)政府委員 なると思います。

○松浦(利)委員 政務次官が、副大臣が言われたのですから、ぜひ期待をしたいと思ひます。責任をもつてやっていたいだきたいと思ひます。

そこで、局長にお尋ねをいたしますが、こうした公平の原則が洗い直されておらない上に、突然付加価値税の導入という問題が言われ出しましたね。これは具体的に付加価値税の導入について、何か新聞の発表によると、税調に資料を出すとかあるいはどうだこうだという議論がありますが、そういうことは大蔵省内部ではもう具体的に検討されておるのですか。

○中橋政府委員 付加価値税の導入ということではございません。前々、当委員会においても大臣もお答えしましたし、私もお答えしましたが、付加価値税の検討ということではございません。

それで、付加価値税の検討問題につきましては、実は前々の税制調査会におきましても答申が出ております。一般消費税の採用という問題につきましてはかなりいろいろな問題を指摘されながらも、それはむしろ歳出の問題とも関連することでございますし、一体、国民が選択としてそういう税制をとり、またそれに対応する歳出を選ぶかという問題であるというふうになつておられますから、税制調査会としては、かねていろいろそういう問題について研究はしております。そういう状態でございします。

○松浦(利)委員 この付加価値税というものについては、いろいろな方法がありますね。俗に言うEC型とかあるいは製造段階付加価値税、あるいは卸段階までしかせぬとか、完全に小売段階までやつてしまふというふうな、いろいろなやり方が

あると思ひます。こういうものについてはオープンで、仮にそういうことを皆さん方が導入を始めようとする段階では、国民に向かつてこうした問題について示す、こういう方向でやりたい、あるいはこういうことで研究をしてみたいというふうな、付加価値税の内容等について国民に事前には知らすというふうな方法をおとりになる気持ちがありますか。

○中橋政府委員 仮に導入の前段階ということに至れば、非常に精力的にそういうことをPRしなければならぬと思ひます。しかし、まだそこまでは至っておりません。むしろ今後におきますところの財政需要とそれから歳入構造とがどういふふうな、またどういふテンポで推移していくかというのが一番の問題でございします。また、今日ございします税制というものを、先ほど来いろいろ言つておられますように、そこにあるな、お解決しなければならぬ問題をどういふふうな持つていくかということも、前段階においていろいろ考慮しなければならぬことではございします。しかし、仮にそういうことでかなりの大きな歳出需要があつて、歳入として何らかのことを考えるければならぬというときには、またおっしゃるような方法を講じながら、国民にフランクに検討してもらわなければならぬと思ひます。

○松浦(利)委員 この付加価値税の導入ということとは、私は大変な大きな問題だと思ひます。ですから、少なくとも結果が出てしまつてからかうだという発表はなくて、要するにその事前の段階で、こういう方法でやりたいと思ひますという、そういう内容について明らかにしていくという内容について、いま局長は約束してくれましたね。仮にそういう段階になつたときには、その内容は研究する段階になつたときには、その内容等については国民の前にオープンに示していく、フランクに示していく、そういうことを約束してくれましたというふうに理解していいですね。

○中橋政府委員 そういう段階が、いまはまだそういうことでもございませぬし、近い将来に起こるかということもわかりませんけれども、もちろんそういう必要があれば、そういうふうにしななければならぬと思ひます。

○松浦(利)委員 それでは、委員長にお願いをしておきたいのですが、いまま大蔵当局で付加価値税について議論をなさつておるのです。そういった付加価値税について議論をなさつた内容等について示していただきたい、出していただきたい、そういう点についてお約束してもらえますか。

○上村委員 資料要求ですか。

○松浦(利)委員 そうですね。

○上村委員 資料要求につきましては、また理事会で御相談してから……。

○松浦(利)委員 あなたはいまフランクに示すと言つたのだから、それを出せるわけでしょう。

○中橋政府委員 まだそういう段階にもちろんございませぬし、われわれとしてまだどういふことをやるのかということすら議論をしたことはございませぬ。もちろんわれわれの仕事でございしますから、特にヨーロッパの国々がどういふ制度を持つておるかという勉強はしておりますから、諸外国の制度はどういふものであるかというふうなことではございします。必要な資料は提出することはできます。

○松浦(利)委員 もう時間ですから、あと一つだけお聞きをしておきます。

話は飛びますが、給与所得の源泉徴収、この問題について大島訴訟が退けられたという経過はありますけれども、先ほども広沢委員の方から質問がありました。給与所得者については自分の納税を自分で計算できないわけですね。しかも源泉徴収によつて早目に税を徴収されるわけですね。三十七年二月二十八日の大法院によつて源泉徴収制度の合理性あるいは合憲性については一応確認されたという形になっておりますけれども、立法論的にはこうした問題はやはり改善されるべきじやないかというふうには私は思ひます。

結局、徴収緩和措置、要するにサラリーマンの側の事情によつて天引きを猶予するとか、あるい

は年末調整を受けるかどうかは納税者の選択とすると、そういった納税者に対する、特に給与所得者に対する措置といったものについてはもうこれからは一切考えないのか、あるいはもっと端的に言えば申告ですね、これを立法論的に改善するといったことについてはもう一切今は考える余地はないのか、あるいは考えてみる余地はあるのか、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○中橋政府委員 源泉徴収制度そのものにつきまして、これを申告制度に切りかえるということについては考えるつもりはございません。しかし、今日の源泉徴収制度について何らかの改善策がありとするならば、検討するにやぶさかでないと思います。非常な精緻にできておりまして、むしろ各国もだんだん概括的な源泉徴収制度から、できるだけそのときそのときに応じた金額をわが国のように徴収しようという国がふえてきておること事実でございます。したがって、大筋としては私は、今日の源泉徴収制度というのはそのまま続けてまいってもよろしいのではないかと考えております。

○松浦(利)委員 原則論をまずちよつとお聞きしておきますが、納税者が税を納めておるのだという意識が希薄であつた方が税務署はいいというふうにお考えになるのか。それとも、私が税金を納めておるのだという意識が強い方がいいのか。希薄であればあるほどいいというふうにお考えになりますか。どつちですか。

○中橋政府委員 自分の納税額を常に認識すること、これは、納税者としては一番望ましいこととでございますけれども、全部そのときに意識することがまた完全に期待できるとも限りません。これは直接税、間接税の兼ね合いでもございまして、また直接税の中でも、ただいまのように源泉徴収をせられる税額というのについて認識が足りないことも事実でございますけれども、それはまた別途の方法で十分認識をしていただく道もあるわけでございます。

○松浦(利)委員 別な方法と言われますけれども、実質的に先ほど言ったように徴収緩和措置もないでしょう。あるいは年末調整についても納税者が選択をする、年末調整を受け入れるか断るのか、それはもう納税者の選択だ。極端に言うところ、給与所得者の納税に対する発言というものを認める方向を考えると余地はないですか。

○中橋政府委員 どういう場合に給与所得者たる納税者の発言を認めるべきかという問題がございします。ただ、おっしゃいますように、年末調整を受けざるべきかどうかという判断で納付額の意識を高め得るかどうかが問題、私ははなはだ問題ではないかと思ひます。むしろ毎月毎月の月給の支払い、それに対する源泉徴収税額というのを認識してもらう必要があるわけでございます。その制度は二十五年前にシャープが勧告をいたしまして、毎月毎月の給与の支払いには、幾ら税金を取られておるかというのを月給袋に入れろということまでやっておりまして、今日実行されておるはずでございます。

しかし、私自身にとりまして、それじやおまえ毎月幾ら月給から税金を引かれておるかということになりますれば、なかなか努力が足りませんでその認識はございせんが、そういうことは、やはりそういうシステムで十分果たせるのじやないかというふうにお思ひしております。

○松浦(利)委員 あなた自身も希薄だということをおっしゃるのです、局長自身が毎月毎月が、ですから、逆に言うところ、そういうものを意識させる意味で、納税者特に給与所得者の発言というものをと強めてやる必要があるのではないかということをお感じするのです。

そのことはもう水かけ論ですから、ここで議論をしても始まるぬのですが、いずれにいたしましても、今日の税制の仕組みというものが国民にとつては非常に理解がむずかしいし、不公平が多過ぎる。ですから、税金というものは納めるものじやなくて取られるもの、もっと言葉を悪く言えば、一方的にふんだぐられるもの、こういうこと

になってきておると思うのです。私はこれは重大な問題だと思ふのです。やはり納税者自身の意識が、自分は国のために税金を納めておるのだ、そういう発想の転換、そういう方向に進むような税の仕組みあるいは法律の整備、こういったことをやるべきだというふうに思ひます。しかしきょうはこれで……。

○佐藤(観)委員 ちよつと一問だけ関連。給与所得者の確定申告権という問題は、いま局長自身が御存じのように大変な問題になってきて、給与所得者が確定申告をし、それが税務署に受け入れられなくて、国税不服審判所に山と積まれているわけですね。大変な問題になってきている。この問題については松浦委員の方から若干の指摘がありましたけれども、明日村山委員の方から本格的にこの確定申告権というものについて論議をいたします。本格的な論議はあししますが、きょう広沢委員の質問に対して局長は、つまり源泉徴収がいいのか、確定申告をしたいという人は確定申告をした方がいいのか、選択権を前向きに考えるというように、私はこの席で答弁を先ほど聞いたのですが、違ふのですか。

○中橋政府委員 広沢委員にお答えしましたのは、給与所得控除につきまして、概括的に今日のような控除をそのままやるのがよろしいか、場合によりまして、それを突き出した人については、実額控除の給与所得控除を選択し得る道を開いてはどうかというお話でございます。源泉徴収をされる人が、確定申告をするかあるいは年末調整だけで終わるかというふうな、選択について御議論になったわけではございません。

○広沢委員 関連。それは確かに私が聞いたのは、給与所得控除の分について率が最高四〇%までですから、それを越える分については、必要経費としてこれだけ経費がかつたということとを認めてもらえんのかどうか、そういう申告をするということになれば、年末調整もあるかもしれないけれども、三月十五日に確定申告をするということになるのです。だから、それを認めるということ

は、確定申告、自主申告を認めるということになるんじゃないですか。

○中橋政府委員 そのときに私、たしかお答えしましたように、いまの概括的給与所得控除というのはかなり高い控除になっております。現実には御自分はお余分に引けると思われておるもの、大部分は、自分の所得の処分として払われておるものでございしますから、つけ足してこれらのもので、それが全部そのまま給与所得控除の実額分として認めるわけにはまいりません。恐らく大多数の人にとつては現在の概括的な給与所得控除以下でございます。それを越えるものはほとんどないと思ひますから、そういう点についても勉強いたしましよつとということをお申し上げしたので、概括控除と実額控除とを認めれば、みんなの人が申告をしまして、なおさら今日の給与所得控除を上回る控除ができるというふうにお考えいただくと、それは非常に誤解を招くと思ひます。

○松浦(利)委員 これで終わります。

○上村委員長 次回は、明十二日水曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十一分散會